

第九十六回国会
衆議院
文教委員会
議 録
第十一号

昭和五十七年四月二十一日(水曜日)

午後一時四分開議

出席委員

委員長 青木 正久君

理事 石橋 一弥君

理事 西岡 武夫君

理事 佐藤 誼君

理事 鍛冶 清君

理事 臼井日出男君

理事 狩野 明男君

理事 高村 正彦君

理事 野上 徹君

理事 渡辺 栄一君

理事 山口 鶴男君

理事 有島 重武君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 小川 平二君

出席政府委員

文部政務次官 玉生 孝久君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部大臣官房審議官 宮野 禮一君

文部省初等中等教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省社会教育局長 別府 哲君

文部省体育局長 高石 邦男君

文部省管理局長 柳川 覺治君

委員外の出席者

議員 西岡 武夫君

議員 中村喜四郎君

議員 中村喜四郎君

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

四月二十一日

辞任

湯山 勇君

同日

辞任

小林 進君

補欠選任

湯山 勇君

補欠選任

小林 進君

四月二十一日

身体障害児に対する学校教育改善に関する請願

(田邊誠君紹介)(第二四四五号)

高校新増設費国庫補助増額等に関する請願(中

島武敏君紹介)(第二四九三号)

私学の助成に関する請願外十四件(馬場昇君紹

介)(第二四九四号)

同(久保等君紹介)(第二五三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案

(石橋一弥君外三名提出、衆法第五号)

文教行政の基本施策に関する件

○青木委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を

進めます。

この際、去る九日の委員会における山原委員及

び山口委員に対する答弁に関連して、政府から発

言を求められておりますので、これを許します。

小川文部大臣。

○小川國務大臣 去る四月九日の衆議院文教委員

会におきまして、教科書検定第二次訴訟の最高裁

判決に対する政府委員の答弁に關し不十分な点が

ございましたので、この際、政府委員より補足、

訂正をいたさします。

○三角政府委員 去る四月九日の衆議院文教委員

会において、教科書検定第二次訴訟の最高裁判決

に關連し、山原委員より一連の御発言があり、そ

の中で「原判決破棄というの、それでは第一審

も第二審もすべて破棄されたと思っておられるの

ですか。」という御質問に対し、「そのとおりでござ

います。」などの答弁をし、その後、山口委員か

らの「一審判決はどうなつたと思つてゐるわけだ

ですか。」という御質問に対しては、「一審判決は、中

略しまして、「形式的にはなお存在いたします。答

弁いたしまして、しかし、この答弁は、山原委員に

對する答弁と一致してない」と山口委員から御指

摘がありました。山原委員への答弁に關しては、

第二審判決については答弁のとおりであり、第一審

に對し控訴した状態に戻つており、その意味にお

いて第一審判決については訴訟法上正確な答弁で

はありませんでしたので、これらの不正確な点に

ついては訂正させていただきますと存じます。

以上でございます。

○青木委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。中西續介君。

○中西(續)委員 いまの答弁を聞いております

と、先般から論議されてまいりました点につい

て、特にいま大臣の釈明がございましたけれど

も、教科書検定第二次訴訟の最高裁判決に對する

初中局長の答弁が「不十分」なためと、こういう表

現になつていますね、したがって政府委員から申

し上げますというふうな言い方になつております

けれども、先般から何が一番問題になつたかとい

うことが、これではまた隠されてしまうのではな

いかと思う。ですから私は率直に申し上げて、こ

れはもう全員そうではないかと思うのですけれど

も、このように混乱してきた経緯を考えますと、

不適切あるいは不的確な発言があつてゐるわけ

です。挙げていきますと、もう数限りなくあります

ね、初中局長の発言の中には、私、これを見てま

いりまして、実に驚いたのです。この文書、ずっと

抜粋したもののがここにございますけれども、もう

言いたいほうだいのことを言っていますね。そう

したことが、結局この委員会がとまつたことの原

因になつたし、ですから、そのことを私は率直に

認めなくてはならぬと思ひます。しかもこの前、

法務省の訟務局上野行政訟務第二課長並びに法制

局の第一部長ともに明確にこの一審の杉本判决に

ついての見解は明らかにしたわけですから、それは最

終的には法制局と打ち合わせをしてということをは

言つておるわけでありまして、それであればある

ほど、混乱したような問題については、やはり

行政政府側、文部省側は率直にその点をおわびを

しなくてはならぬのではないかと、私は常識的に

は考へるのですが、この点はどうかしよう。

○三角政府委員 去る四月九日の委員会におきま

しては、山原委員から、検定の違憲性あるいは違

法性につきましてはすでに第一審、第二審で明らか

かでありまして最高裁は国側の上告を棄却して国民

の教育権を擁護すべき当然の責務があるという

ような御見解やあるいは第一審、第二審の判決は

形式上も精神上も実質上も今度の最高裁判決によ

つてはいささかも傷つけられていない、その精神

は生きておるといふ判断をすべきが当然だといふ

御見解を述べられまして、第一審判決と第二審判

決とをあわせてその現在における意味を問うとい

うものでございまして、実質的な観点から申し

上げ、考えまして一審判決と二審判決のいづ

れも意味を失つたものである、そういうふうにか

えられることを申し上げたものでございます。そ

の後に行われました山口委員の質疑では、一審判

決と二審判決とを区別して一審判決の存在の有無

について問うものでございましたので、一審判

決は形式的には存在するが実質的には意味がないという旨のことを申し上げたものでございます。

それに対して山口委員におかれましては、最高裁判決と一審判決との関係について答弁に一致しない点があるという御指摘がございまして御質問を続行されなかった、こういう経緯でございすので、その後私も伺いたしましては、最高裁判決と一審判決との関係についてはさらに改めてより詳しい見解をまとめるなどして当委員会でも申し上げさせていただいた、そういう次第でございまして御了解をいただきたいと思うのでございす。

○中西(續)委員 委員長はどのようにおとりなっておりますか。

○青木委員長 もう一度質問してください。

○中西(續)委員 この前から問題になりまして、ここでの審議は中断いたしました、その結果それぞれいろいろな角度から持ち寄られまして理事会なりで論議をなしたと思っておりますけれども、いま答えられたような事柄によつて前回はこの審議がとまって最終的には委員長は理事会に任せられ、こう言っておられるわけですから、理事会に任せられた。そして今度は委員長預かりか何かになったのでしょう。そうなるまいと、いまのような経過であつて、文部省の答弁の中には全然取柄がなかったという判断ですが、そこをお聞かせください。

○青木委員長 その点につきましては、昨日の理事懇を初めとして何回かの会合で理事の先生方と打ち合わせをした結果に基づいて委員会を開いておりますので、御了承賜りたいと思ひます。

○中西(續)委員 私が聞くのは、理事会にそれを持ち込んで、論議の結果委員長預かりになったと思うのですけれども、いまのように文部省、一方的に物を言っているわけですか。私は、時間がありませんかこれを全部読み上げませんけれども、たくさん問題があるわけですか。いまのような言い方ではないのです。この中には、一審も二審もこの判決は法律上意味のないものになったとか、

いろいろなことをずっと述べておるから、この前から私たちが言っておる通りに、わざわざ法務省の見解を聞きますと、「二審の昨上判決は破棄されましたが、一審の杉本判决は取り消されたわけではありませんから、杉本判决は訴訟手続上は存在するわけでございます。」このことについて法制局の第一部長も認めておる。そうしたこととは全然この前は言っていないのでした。一審も全部破棄されています、それは破つて捨てたのですとか、いろいろなことを言っていますよ。

その点が問題になつての答弁ですから、私があるなにかお聞きしておるの、そのように全然問題がなかった、不十分であつた、だからこの前こが混乱して中断して理事会にお任せするという手続をとつたかどうかをどのように御理解いただいておりますかというところをお答えいただかせませんか、こう言つておるわけですか。

○青木委員長 中西君に申し上げます。

この問題は、きのうの理事懇談会の決定に基づいて本日の委員会を運営しているのございまして、なお御不審な点がございましたら文部省側に質問をしていただきたいと思います。

○中西(續)委員 いや、私があれしているのは、少なくとも行政府の答弁が大変混乱して、あのまま議事録に残つたのでは行政府としては大変じゃないかと私は思つております。しかし、行政府はそうは思わぬということですか。そのように彼らは理解して言っているわけですから、われわれはそう考へてこは中断し、わざわざ時間をかけて御審議いただいたわけですか。それなのに不十分であるということだけで、一言で片づけられています。こういうことで立法院の審議機関である私たちのこの場がよろしいかどうかということをお私に委員長にお伺い申し上げておるわけですか。政府の意見はありますか。(発言する者あり)

○青木委員長 ちょっと速記をとめてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○青木委員長 速記を起してしてください。

○中西(續)委員 その見解についてはどうでしょう。私がいままで申し上げた立法院としてどうなのですか、こう聞いているわけですから。(議事をさばくのが委員長だ。一々委員長の見解を聞くのはおかしい。答弁の必要なし、進行)と呼ぶ者あり。

○青木委員長 中西君、質問を続けてください。

○中西(續)委員 ここをさばいていただく場合には少なくとも委員長としての見解があるはずですから、その見解についてお尋ねすることを禁止する何物もないわけですか。それを禁止するのであります。

○青木委員長 中西君の御質問があつたことは認めます。しかし、その内容につきましては、きのうの理事懇談会の御相談のとおり一般質問を通じて明らかにすることになっておりますので、質疑を続けてください。

○中西(續)委員 だから、一般質問をする際に、われわれのこの委員会の中での見解として、行政府に対するわれわれ立法院としての態度はどう持つべきだろうかということ、委員長が預けられたわけですから、私は委員長にその見解をお伺いしておるわけですか。それをされていなければまた別で受けけれども、そのようにされておるから聞いておるのです。

○青木委員長 立法院は立法院の權威を守らなければなりませんし、行政府は行政府の權威を守らなくてはならないと思ひます。

○中西(續)委員 だから私はこのことについて、先般からこれがとまつていた経緯がありますから、その経緯を踏まえて、なぜとまつたかということをお考えれば、先ほど見解が述べられましたけれども、そのことによつて私たち立法院としてはこれを容認するわけにはいかぬと思うのです。少なくともそうした点で、この点についてお預かりいただいた委員長がどういふ見解をお持ちになつておさばきいただけるかということをお聞かせなければ、私はあのまま見過ごすわけにはいかぬから言っているわけですか。

○青木委員長 委員長も、立法院の權威を守ることにつきましては人後に落ちないつもりでございます。

○中西(續)委員 それでは、法務省訟務局の上野行政訟務第二課長あるいは法制局の第一部長、こうした方々の言われたことについては、先般の質問の中では文部省はお認めになっておると言ひのだけれども、この点については認めておりますか。

○三角政府委員 一審判決というものは当事者を拘束するものでもなく、また、今後の審理を拘束するものでもないという意味で判決としての効力を持つておりませんが、訴訟手続上は形式的に存在するものである、こういうふうにお考へております。

○中西(續)委員 それでは、法務省の課長並びに法制局の第一部長はどのようにこの前こでお答えになりましたか、どのようにお聞きになっておりますか。

○三角政府委員 ただいま私から申し上げた内容と同趣旨の答えをしたと思つております。

○中西(續)委員 二審の判決、「昨上判決は破棄されましたが、一審の杉本判决は取り消されたわけではありますから、杉本判决は訴訟手続上は存在するわけでございます。」、こういうふうにお答えたと私たちは記述しております。さつきから何回も言うけれども、この点は否定されるのですか。

○三角政府委員 いま御引用になつたのとおりでございますが、さらに続けて「当事者を拘束するものではない」という考えも示されておつたと思ひます。

○中西(續)委員 ですから、いまこうした文章で明らかにしておりますように、これを認めるということになれば、前回からいろいろ言つておるものが先ほど答弁のあつたようなことで、釈明があつたようなことで果たして済まされるとお考へでしょうか、文部大臣。

○小川国務大臣 先ほど来政府委員が答弁を申し上げておられますように、山原委員から一審、二審をあわせてその意味を問われたのに対して、

一審、二審とも実質的には意味がないという答弁を申し上げたわけでございます。さらに、これに続いて山口委員から特に一審について御質問がありましたので、形式的にはなお存在しているが実質的には効力を失っている、かような答弁をいたしましたわけで、私自身もそのとおりだと考えておるわけでございます。

○中西(續)委員 これは速記録ですが、山原さんが「原判決破棄」というのは、それでは第一審も第二審もすべて破棄されたと思っておられるのですか。と、そのとおりですと云っておられるのです。だからこうしたことを明確にしなければいかぬと思うのです。結局それが誤りであるということをはっきりしなければならぬのに、いま大臣が言うのには、「不十分な点」があったので政府委員からそれを釈明するということになっておる。だからこの点については不的確な発言をいたしておるわけですよ。ですから、正確な発言をすることが、いままでのあの中における、すべて言つてこられた、たくさんそういう誤りがあるわけでありまして、不的確、不適切な答弁がたくさんあるわけでありまして、それをいま全部修正をするということになれば、あるいは抜くということは大変なことですよ。だから、今度はそれを一言で改めるといふことになればその点を明確に言つていただく、そしていままで長いことこうして混乱をしてきたことに對しておわびくらいは言わなければこれは落ちつきませんよ。

私は、自民党の皆さんがそのことを容認されるという大変な御寛容な態度に對しては敬意をなすにちよつと不審に思ひます。不思議に思ひます。特定のことだけはそうして寛容を示されるようでありまされども、この点、私はどうしても腑に落ちません。だからこの中の一つずつを、それじや全部を訂正をしますか。

○三角政府委員 一連の非常に長い御質疑だったわけでございます。その節だいたひ中西委員御指摘のいろいろな応答があったわけでございます。いまして、その際必ずしも法律用語だけでお答

えもしておりませんから、その一々のお答えの意味合いなりなんなりについてこの際全部にわたつてもう一度説明をし直せという御指示であればそういうこともせざるを得ないかなという気もいたしますが、全体としまして、先ほど申し上げましたように、要約いたしますと、第一審判決については訴訟法上正確な答弁ではありませんでしたので、これらの不正確な点については訂正をさせていたいただきたいというお願いを申し上げたのでござい

ます。

○中西(續)委員 いま訂正をして云々ということでありまして、私は、ここにありますように「原判決の破棄」というのは、破り捨てるといふこととございまして、それはなくなつた、こういうことだといふふうに聞いております。そのように考えるのが正しいと思つております。〔それには二審についてですよ。〕と呼ぶ者あり。いや、これは違ひだ、一審だよ。第一審、第二審すべてがなくなつてしまつたといふような判定は少なくとも誤りですよ、こう言つて、一審が入つてゐるんだ。あなたたちは味方をするから、あなたたちを説得しなければいかぬ。すべてがこういうような内容になつておるわけだ。だから、これはもう本當に政府答弁として恥ずかしいきわみなんだ。しかも最初のうちは初中局の統一見解と言つた。後になつて初中局の統一見解は文部省の統一見解です、こういうことまで言つてゐる。文部省の統一見解というのとは政府の統一見解ですよ。こういう私たちが驚くようなことを平氣であのときには言つておるわけだ。だから、私たちは文部省の、行政者としてこんなむちやくちやなことがあつてよろしいだろうかといふことを考えた場合には、むしろ最初にそうしたことゝ誤りでしたといふことを率直に認めることの方がより良心的だし行政府のあり方ではないだろうか。そうしたいままでの経過からいたしまして、初中局の局長が答え、そしてそれは初中局の見解だ、こう言つておつたものを文部省の見解だ、こう途中ですりかえる、しかもたぐさんのこうした問題が出ておると

きであるだけに、率直にそうした問題についてはいち早くこれを、先ほど最後に言われましたように訂正するなりあるいはそれを一括してやるとすれば、もう少し事実に基づいてその点を明らかにしておつた方がいいのだから、こう考えるから私は指摘をしておるわけでありまして。

ところが、先ほど言つておるのを聞いておりますと、一審判決は「形式的にはなお存在いたしましすけれども現実的な意味は持つておらない」旨、答弁いたしました。しかし、この答弁は山原議員に對する答弁と一致してない山口議員から御指摘がありました。ただ一致しておらないといふことだけでなしに前段にそうしたすべての問題があるといふこととありますから、この点を明確にする必要があるといふことを私は言つておるわけでありまして。この点で政府はいまなおそうしたものゝを固執し続けるといふこととあればこうしたことには正確、不的確な発言をいまなお認めるといふことにしがつながらないといふ、私は私なりにとらえればそうなりますから、この点についてもう一度修正するなり態度を明らかにしてやるべきではないか、これが一つ。

それからもう一つは、釈明をすると同時に、この場の混乱に對して、この点についてはおわびをする一言をやはり言うべきではないか、こう思つてゐます。この点どうですか。

○三角政府委員 私の山原委員に對するお答えにつきましては訴訟法上厳密な意味合いで正確ではなかつた、こういうことで先ほど来お願いをしてゐるわけでございます。

ただ、山原委員の御質疑の中におきましてもうゆる第一審の杉本判決が生きておるといふかそういうふうなくだり、あるいは昨上判決も破棄されてないといふ意味合いのくだり、そういう個所がかなりございまして、それを全体として見ました場合に、私どもはそういう理解は一般に對して誤解を生ずるおそれがある、こういう観点から実質的な意味合いでお答えをしたつもりでございまして、その意味で私は恥ずべき答弁をしたとい

うふうな認識は持つておりません。

それから、国会運営の方は、これは必ずしも私どもの手のうちだけにあることではございませぬ、国会の問題でございまして、私どもはその後直ちに文部省としての見解を調整をしてお示しをするなどいろいろな意味で努力をさせていたいたつてもうございまして。

〔佐藤議員(閣連質問と呼ぶ)〕

○青木委員長 閣連質問につきましてはあらかじめ委員長に御通告を願ひます。――閣連質問の通告がありますので、中西委員の持ち時間内で御発言を許します。佐藤議員。

○佐藤(議)委員 わが党の山口鶴男発言を契機といたしまして、簡単に言えばその問題の扱い、收拾については委員長の発言で理事会で預かり、しかも、そこで議論して対処するといふことになつたわけですね。それについて、理事の皆さんは御承知なんですけれども、その收拾について与党と文部省、つまり政府との間で議論された原案というものが出されたわけですね。それに対して、日本社会党はそれでは不十分だといふことで私の方からこれを出した。これで意見がまとまらずして、それじや答弁をする政府がこれらの案件を十分参酌し、議論も参考にしながら文部省としてしかるべき案を出すといふふうに出したのがこれなんです。これに對しまして、私たち社会党の理事は、この文部省が出した議案というものをそれなりに生かしながら、しかもわれわれの主張する点を組み入れるという形で二方所の修正をして議論したわけでありまして。なお、そのときに文部大臣初め三角初等中等局長についてはやはりしじじかの陳謝、訂正ということがあつてしかるべきだといふ主張もいたしました。ところが、その点については、委員長御承知のとおり理事会の中で完全な意見の一致を見ることはできませんでした。したがつて、その進め方については、意見は違ひうが、その間の議論なり資料をもとにして、そして文部大臣並びに三角初等中等局長がききう答弁をする、そのことに對して疑義があれば十分そこ

で議論してもらう、場合によってはまた理事会に差し戻しになるかもしれないというかぎ括弧つきのことを委員長も言われた。そのところは別にいたしまして、そういう明確な経過になっているということは委員長認められますね。

○青木委員長　ただいまの佐藤君の御発言は、そのとおり認めます。

○佐藤 誼委員　そのところの土俵をはっきりしておいて、私はわが党の中西委員が質問したことについてはつきりしていきます。中途半端なことを言つてもらつてはかえつてさらに委員会を混乱させるもだと私は思います。

そこで一番中心になりますところの、このことの確證を大臣なり局長から答弁いただきます。それは先ほどから再三言っているような法務省訟務局、それからそれを追認した形で法制局第一部長が追認している内容であります。皆さんに確證をいただきたいという内容は次のとおりであります。「二審の畔上判決は破棄されましたが、一審の杉本判決は訴訟手続上は存在するわけでございまして、杉本判決は訴訟手続上は存在するわけでございまして、このことについてなお念のために大臣並びに初等中等局長はこれを追認なされますね。」

○小川国務大臣　そのとおりでございます。

○佐藤(誼)委員 局長。

○三角政府委員 先ほど中西委員からの同じ質問に対してお答えしましたとおりでございます。

○佐藤(誼)委員 それでは、いまの点が明確に認められましたから、これ以外の部分については誤

りだということ、そしてまたそれ以外のことをし、やべったことについては誤りですから取り消し、訂正ということはあつてしかるべきで、当然だと思ふのです。この点どうですか。

○三角政府委員 法務省、法制局の見解におきましては先ほど御引用のほかに、さらに二審で争つている状態になりますので、いまだ一審の杉本判決は確定しておらず、訴訟当事者を拘束するものものではありません、こういうことを述べておられるわけで、私は実質的な意味合いから考えまして、

いわる杉本判决の論旨は意味を持っておらない、こういうふうにしてありますので、その趣旨でいろいろ申し上げておったわけでございます。

○佐藤(總委員) 私が先ほど言ったことは、文部大臣は明快に「そのとおりでございます。」ということですから、これが文部省の統一見解、そしていま局長が言われたことは、あなたの個人的な見解ということに私は理解したいと思う、行政上。そこで、この部分について確認されたわけですから、過去の議事録でこれにもとるものについて、これはやはり取り消し、訂正という肝心の部分があつてしかるべきだと思うので、私は皆は言いません、肝心の部分だけ議事録に基づいて申し上げます。

それはこういうことなんです。

山原委員の質問、「原判決破棄ということをごとういうふうに受けとめておられるか、」ということに対して、三角局長は、「原判決が破棄されたわけでございますから、いわゆる杉本判決、唯上判決は消えたと申しますか、」こういうような言い方をしました。これは先ほど文部大臣も言われましてように、取り消されたわけではありません。んというところで言っているわけですから、この「消えたと申しますか、」という部分ははっきりしてもらわなければならぬし、その部分は取り消し、訂正ということが当然だと思うので、これが一点。

一、

それから次、第二点は、山原委員の「原判決破棄」というのは、それでは第一審も第二審もすべて破棄されたと思っておられるのですか。」「これに對しては「そのとおりでございます。」「こういう答弁をしております。このことについては先ほど確認されましたように「杉本判决は訴訟手続上だけ存在するわけでございます。」「この点を確認しておるわけでございます。つまり、ここで言う「第一審も」という部分に對して「そのとおりでございます。」「という答弁は誤りでありますから、取り消し、訂正をしてしかるべきだというふうに思ひ

世。

それから第三点は、これは長くなりますから肝心の最後の部分だけ申し上げますけれども、一連の流れの中で「原判決の破棄」というのは、破り捨てるということでございますから、それはなくなつた、こういうことだというふうに聞いております」以下云々とあります。これは内容もさることながら、こういう子供じみた答弁というものは私には不適切だと思ふのです。同じ答えるならば、もっと物事に対して正確な答弁をすべきだと私は理解をいたします。したがつて、この「原判決の破棄」というのは、破り捨てるといふことであるから云々といふことは、不適切な答弁であるので、取り消されてしかるべきではないか。

以上、三点ですが、どうですか。

○三角政府委員 第一点につきましては、消えたというのは比喩的な表現でございまして、その後すぐに、「法律上意味がなくなつた」というふう
に言いかえております。

ところで、一審判決は、先ほど来申し上げておりますが、訴訟手続上は形式的には存在すると言えますが、これは当事者を拘束するものでもななく、また、今後の審理を拘束するものでもないという意味におきまして、判決としての効力は持っていないこと、並びに、特に本件の場合には、一審判決の論旨は、今回の最高裁判決のような判断であるいは昭和五十一年の最高裁学力調査判決から見て、実質的な意味を持つていないと考えられることをあわせて考えますと、一審判決は法律上意味がないと言えるのでございまして、その意味では必ずしも誤りとは言えないものであると私は思っております。しかし、「消えた」という表現が、一審判決が形式的にも全くなくなつてしまつたものとれるということを考えますと、その限りにおいても厳密に正確ではなかつた、こう考えますけれども、私はこれについては、こういう説明の仕方というものが絶対あつてはならないというふうに考へないのでございます。

第二点につきましては、先ほどの会議の冒頭

に申し上げたとおりでございます。

それから第三点は、原判決の破棄ということの意味を御説明申し上げただけでございまして、「原判決の破棄というのは、破り捨てるということとでございしますから、それはなくなつた」、原判決ということで申し上げておまして、それだけのことであると思つております。

○佐藤 詮 委員　いままでの流れから言うと、本来にまともに答えるつもりがあるのかどうか、われわれ委員をなめているのじゃないかという感じがしてならないわけです、これは私の感想です。

そこで、一番ここで問題になったのは、一審判決が破棄されたのかどうか、法律上存在するののかどうか、はつきり言えばこれが争点なんですよ。つまり、法律上存在する云々というのは、訴訟法上、もっと厳密に言えば、訴訟手続上存在するかどうかということに集約されていくと思うのです。そういう点から言えば、先ほど認められたように、杉本判决、第一審判決は訴訟手続上存在するということを言っているのですから、これは法律上存在するし、破棄されたものではないといふふうに見るのが当然だと思ふ。それを形式的とかか、実質的なんという言葉で言うから答弁として紛らわしくなっているのであつて、議論の焦点は法律上それが存在するのかどうかという事です。上、このところははつきりしてもらわなくてはならぬ。いみじくもあなたはそのことについて、杉本判决は訴訟手続上存在するということを言っているのですから、当然これは法律上存在するといふことで、ここで言うところの「消えた」と申しますか、云々ということとは、流れから言えば当然取り消さなければならぬことになる。そんなにいたくなく考えなくたっていいじゃないですか、いたずらに混乱させるつもりだったら話は別ですけども。

二番目の、「第一審、第二審もすべて破棄されたと思っておられるのですか。」ということに對しては、「そのとおりでございます。」と言っている

のですから、第一審も破棄というふうに、「そのとおりでございます」とあなたに言っているわけですから、これは先ほどの確認から言えば誤りです。その「そのとおりでございます」というのは取り消してもならぬわけならぬわけですよ。重ねて、どうなんですか。

○三角政府委員 訴訟法上の解釈は、先ほど来御引用の訴訟法の主管の当局からの御答弁、これでございます。

ただ、「現実的な意味を持たない」ということは、杉本判决が生きているとかあるいは杉本判决の精神が生きているとかいうことに対しては、私どもは先ほど来申し上げておりますように、効力を生じておりませんので、現実的な意味を持てないという意味で申し上げたわけでございますが、訴訟法上は、先ほど来おっしゃられておられるとおりのこととおります。したがって、冒頭、訂正をさせていただきたいというお願いを申し上げた、そういうことでござい

○佐藤(誼)委員 それですから、私の方で聞かないことを余りくどくどと言つてもらうと、かえつて事を混乱させるわけですよ。

局長、杉本判决は訴訟手続上存在する、これはそのとおりです。

○三角政府委員 一審判決は当事者を拘束するものでもなく、今後の審理を拘束するものでもないという意味で、判決としての効力を持つておりませんが、おっしゃいますように、訴訟手続上は形式的には存在すると考えております。

○佐藤(誼)委員 そういふ前後の尾ひれをつけて私は聞いているわけじゃないのです。杉本判决は訴訟手続上存在するというこの前後の文章を入れて、あなたは先ほど確認されたのじゃないですか。

○三角政府委員 部分的にだけとらえますと一般の理解を誤るおそれがあるかと存じまして、私は、より丹念にお答えしているつもりでございます。

○佐藤(誼)委員 そうしますと、重ねて言います、先ほどの、「二審の昨上判決は」以下ずっと行きますで「わけでございます」ということは、文部大臣は「そのとおりでございます」と簡明直截に答弁されたのですが、その点は間違いのないですね、局長。

○三角政府委員 一連の文章のある部分だけを切り取つて、そこにそう書いてあるかという御質問であれば、そのとおりということになります。

○佐藤(誼)委員 文部大臣が「そのとおりでございます」と言うのに、何で局長が尾ひれをつけて誤解を招くようなことを言うのですか。文部大臣、局長、そこを統一してください。

○小川国務大臣 私は、御指摘のあった部分について、「そのとおりでございます。」こう申し上げたわけでございます。どうぞ誤解のなきようにお願いいたします。

○佐藤(誼)委員 いや、誤解はしていないのです。読んだとおり、あなたが「そのとおりでございます。」ということですから、これに基づいて言っているわけですから、それに局長が尾ひれをつけられたのじゃ、これはかえつて混乱するわけですよ。

そこで、もう一度私は言いますけれども、あと三カ所、いま重ねて文部大臣はこのことについて確認されましたから、当然このことから言えば、「消えた」と申しますか、「消えた」という部分を取り消し訂正をすべきだ。それから、一審、二審も破棄された、「そのとおりでございます。」というこの部分は、少なくとも一審の破棄ということにはなりませんし、いまも言ったように、訴訟手続上存在するわけですから、「そのとおりでございます。」という答弁は取り消すべきだ。ただ、最後の破棄、「破り捨て」云々ということは、これは見解の相違、答弁のニュアンスの問題もありませんから、私の方は改めてそこまでは言及しませんけれども、いま申し上げた第一点と第二点は少なくとも取り消し訂正をしても

らわなければ、私たちは納得できないというふうに思っています。重ねて文部大臣、どうですか。

○小川国務大臣 同じことの繰り返しになります。山原委員の御質問に對しましては、初中局長は実質に着目をして答弁申し上げておるのでございます。その後、山口委員から特に第一審について御質疑がございましたので、再三申し上げておりますように、訴訟法上はなお生きているけれども、当事者を拘束するものでない、その意味で現実的な意味を持たない、かような答弁をいたしておるわけでございます。

○佐藤(誼)委員 後段のくだりは、わざわざ何であそこをつけるのですか、どういう趣旨でつけるのですか。訴訟法上は存在するという、このことがいま争点で議論し、質問しているのですから、いま文部大臣が後段でつけ加えたことは、何も私の方では質問しておりませんし、訴訟法上そんなことは当然のことですから、あえて私は答弁を求めているわけじゃないのです。だから私は、論争になっている焦点についてずばつと文部大臣に言つてもらえればいいのであつて、いたずらに尾ひれをつけるのと誤解を招きますので、そういうように私は考えるのですが、なぜわざわざ後半のくつつけるのですか、むしろ要らないじゃないかと

○小川国務大臣 実質に着目をいたしまして、消えたというような、あるいは、誤解を招くかもしれない不十分の答弁をしておるわけでございますから、最終的な答弁におきましては、訴訟法上は、言いかえれば、形式的にはなお生きている、かような答弁をいたしておるわけでございます。

○佐藤(誼)委員 それでは、先ほど言った、「二審の昨上判決」以下「でございます。」という、つまり、「杉本判决は訴訟手続上は存在するわけでございます。」この部分は、このとおり、いいですね、文部大臣。

○小川国務大臣 訴訟手続上は存在をいたしておりますというところは、この場で今日繰り返し答弁を申し上げている、そのとおりでございます。

○中西(續)委員 いま佐藤委員から、ずっと文部省の態度について、さらに内容的なものについて触れてまいりましたけれども、いずれにしましても、一般常識的には文部省の行政者としてのあり方として、こうしたことを平気で言い、主観を申し述べることにについては、これから慎重な態度で臨んでほしいと思うのですが、この点、大臣、どうでしょう。

○小川国務大臣 慎重な態度で臨むつもりでございます。

○中西(續)委員 特に連日の新聞等に、文部省当局、だれかが発言をする際に、絶えず主観的にこうしたものや申述べていくというふうなことがうになりますと、これは文部省の態度がそうだと

いうことで、国民すべてが報道機関を通じて、私たちみたい直接聞くわけにいきませんから、そうなりますと、大変大きな誤りを犯すことになるわけですよ。ですからこの点は少なくとも、いままで言つてこられたことに対して幾つかの点をつけ加え、修正し、そして最終的には不十分であつたから、こうこうこうだというふうな言い方をいましておられますけれども、このような態度というのは、私は行政としては大変誤りだと思つて

なげなら、行政府というものは、そうした法というものを中心にして措置していかなければならぬというたてまえがありますから、この点だけはちゃんとこれから心得ていただくように強く要望すると同時に、最初から私が申し上げましたように、このように長時間にわたる論議を呼ぶようなことを起こしたことに對しては、やはり大臣から遺憾の意を表明すべきではないかと私は思つて

が、その点はどうですか。

○小川国務大臣 答弁に不十分な点がございましたことを私は本日この場で率直に認めておるわけでございます。

○中西(續)委員 そうしたときには、普通不十分な場合あるいは的確性を欠くということになった場合には、少なくとも大臣なり責任者が一番先にそのことについて、あるいは発言者が直接、この

点については誤りであった、あるいは不的確であった、あなたが言う不十分なら不十分であった、こういうことを言うことと同時に、少なくともこの場に対して、この点についての混乱については、やはりおわびをすべきだと私は考えます。これが常識だと私は思います。この点、もう一度重ねてお伺いします。

○小川国務大臣 不十分でありました点は、発言をした者が率直にこれを認めておるわけでございまして、私自身もこれを追認いたしておる次第でございます。

また、発言者の真意につきましては、先ほどからるる答弁を申し上げたところで十分御理解いただいております。私は思っております。けれども、陳謝すべしという御要求でございますけれども、初中局長は、たとえば国会を軽視するような発言があったというわけではございません。御容赦を陳謝するということは、ひとつこの際御容赦をいただきます。

○中西(續)委員 自民党だけ、了解するといま言っているのだけれども、われわれは了解はしておりませんからね。その点は明確にしなければなりません。

いずれにしても、私は、このような、不謹慎と申し上げていいと思うのですけれども、発言をするという点については、やはり不十分だということを認めておるわけですから、その点は率直に言うのが常識なんです。文部省は非常識です。から、そういうことを言わないだろうと思つて、私は、これより以上追及はしません。しかし、その非常識がいかに行政のいろいろな手だてなり何なりを誤らせていくかという点を大要私は危惧をいたします。この点だけはひとつここに並んでおられる皆さん、この点を十分認識しておらないと、いよいよ社会からの遊離というのが必ず起こるわけです。この点だけは明確にしなければいかぬと思ひますから、この点は厳重に申し入れています。

それでは、次に入ります。

四月十九日の読売新聞の一面トップに、これは読売新聞だけしか出ておらなかったようでありましたけれども、「指導書」こそそり手直し 文部省「自民の意を受けた形」「小中学社会科」「公民分野」「中心に」こういう大きな見出しで一面トップに出ております。これ、御存じですか。

○三角政府委員 見ております。

○中西(續)委員 そうしますと、私、そういう機構の中での論議の仕方、あるいはこのような手直し等について詳しくは存じませんので、お聞きします。

これを見ますと、「補訂版が発行されることが十八日わかった」ということになっていますが、いつ改めたか。

○三角政府委員 これは、大阪書籍株式会社の発行で、編さんはもちろん私も文部省でございまして、発行日付は、五十七年三月二十五日という事で、これが第九版発行一部補訂版でございます。ただ、現実にはこの本が一般に出たのはごく最近だというふうに聞いております。

○中西(續)委員 そうすると、三月にこうした補訂版が発行されたということですか。

○三角政府委員 発行日付は三月二十五日でございます。

○中西(續)委員 そうしますと、これには「補訂版が出されるのは極めて異例なこと」、こういうふうに書かれておりますね。これは、異例なことですか。

○三角政府委員 必要に応じてこういうことをやるのでございすけれども、そう頻繁ではないというところから見ますと、異例という字が当たるかどうか、異例とも申せませんけれども、通常たびたびやるといふこともございせん。

○中西(續)委員 ちょっとわかりませんけれども、通常たびたびやることではない、そうすると、これは指導要領が何か改訂したときぐらいにやるのが普通であつて、その他のときにやることではないと考えてよろしいですか。

○三角政府委員 指導要領が改訂になりますと指導書も全部改めてつくり直します。これは新しい指導書の作成になるわけでございます。その状況においてどういふふうな手直しをするかということは、またそれは別のことでございす。

○中西(續)委員 そうしますと、いまの答弁では、指導要領が出たときには新しいものを作成して提出する、それはわかりました。そうすると、ここにありますように、いままで、たとえば前回の指導要領改訂があつて今回の指導要領の改訂なりがあるまでの間、何回くらいこうした補訂の事実がございすか。

○三角政府委員 回数確かところはいまつまびらかにしておりませんが、たとえば一つの例としましては、公害基本法が制定になったというような場合に、公害に関する指導のあり方について補訂をするというふうなことがあつたわけでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、いま言われたのは、確かに法律が出てくるということになれば、いままでの既成のものよりもうんと変わってくるわけですね。ですから、そうしたときにはそのうしたものが出てくるというふうなはずでございますけれども、いま特別こうしてやらなければならなかつた理由としては、その後の方にこういうことが言われております。文部省では「わかりにくい」という苦情が多かつた。そのため、補訂版を出すことにしたものの、こういうぐあいに説明をしたと、こう書いてありますけれども、これは本当ですか。

○三角政府委員 現場などにおきます取り組みの状況から見まして、教育課程に関係いたしますいろいろな研修会、講習会等の場で、わかりにくいと申しますか、より適切な理解を助けるための記述が望ましいというふうな意見が出た、こういうふうに聞いております。

○中西(續)委員 講習会と何ですか。

○三角政府委員 研究会、研修会等、社会科の関係のいろいろなそういう集まりでございます。

○中西(續)委員 結局わかりにくいという苦情は、いま言うように講習会あるいは研修会、そういうところで記述すべきだと言つたということですね。そうしますと、何か五カ所訂正をしておると、このことは本当ですか。

○三角政府委員 今回補正をいたしましたところは、小学校につきましては六カ所、内容的には四点に集約できるかと存じます。それから、中学校につきましては六カ所についての補正を行つております。

○中西(續)委員 そうすると、この新聞記事はうそですね。

○三角政府委員 うそといひますか、新聞の取材の場合にはいろいろのソースからいろいろお聞きになります。それをとおまめになるわけでございますから、そして一定の時間に限られておまめに集約するわけですから、うそときめつけるのはどうかという気がいたします。

○中西(續)委員 五カ所と、こう書いてあるわけですね。「小、中学校とも各五カ所」と、こう書いてあるから、違いがあるでしょう。

○三角政府委員 私どもの整理では、さつき申し上げましたとおり小学校が六カ所、中学校が六カ所、中学校が六カ所でございますが、この新聞でどこか似たものを一つにつけて五カ所としたかどうか、これはちょっともう一回ここで読み直さないかと正確な御答弁ができればいいのでございます。

○中西(續)委員 いや、ここに書いてある。見出しのところの「手直し部分は小、中学校とも各五カ所、中学校版は、云々、こういうふうに書いてますから、それで聞いているわけですね。というのは、私たちの手にはその材料は何もないのです。ですから委員長、要求しますけれども、資料でどこがどういふように手直しされたか明らかにするよう、いま言うように小学校六カ所、中学校六カ所、この点について資料として提出をされるように要求しますが、よろしいですか。

○三角政府委員 資料を提出いたします。ただ、中学校の方はちょっとまだ出ておりませんので、

その点を若干検討させていただきたいと存じますが、小学校の方は直ちに御提出いたします。

○中西(續)委員 ではそれを出していただいで、いままで新聞によつてしか私は知る余地がありませんでしたから、今度新しく出されて、その内容について正確にしていきたいと思ひます。

きょう後で私が質問するところと関連がございますのでその点お聞きしたいと思ひますが、その前にもう一つだけちょっと聞いておきましょう。新聞の一番最後のところになりますけれども、

「追加補充の内容は自民党の教科書『偏向』論議で触れられたものばかり。しかも、文部省が指導書の補訂作業を始めたのは、自民党教科書問題小委員会が昨年六月「教科書作成の基準となつて」る学習指導要領について必要な検討を行う」とぶち上げた直後、自民党の強い意向を受けての異例の補訂版発行と見られる。」、こういうように記述をしてありますけれども、この点についてはどうですか本当ですか。

○三角政府委員 「偏向」論議で触れられたものばかり。」ということでもないのじゃないかと思ひますが、見方によりますと、脈絡をつけて見るということは全然できないというふうにも申せいかと存じます。それから、作業は私も昨年の八月ころからだと思ひますので、その点のずれがちょっとあるかと存じます。最後のくだりの「と見られる。」というのは、これは新聞の方の主観的な考えでございまして、ちょっとコメントは差し控えたいと存じます。

○中西(續)委員 そうしますと、いま言う中身は、脈絡をつければつけられるということが一つ、もう一つは、六月というのが八月ということと違ひがある、それから一番最後の、「見られる。」というのは主観的なものだからこれについてはコメントを避ける、こういうふうに理解してよろしいですね。

○三角政府委員 脈絡の云々は、私が脈絡をつけたわけではございません。これは記事の方の側の

お考えでそういうことがあり得るか、こういうことを申し上げたのでございます。

○中西(續)委員 じゃあ、あとのところはどうか。

○三角政府委員 あとは結構でございます。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、いま言うように、新聞社側から言うところの脈絡がつけられる、こういうことですね。つけられるだろうということは、大体指摘しておるところが大部分だということの意味しているわけですか。

○三角政府委員 これは教科書小委員会の方とは別に関係がないわけでございます、私どもは、先ほど申し上げたように、いろいろな会議等の場を通じて、現在の指導要領の記述の理解をより適切ならしめるために、その解説でございます指導書の記述をもう少し敷衍して書いた方が望ましい、そういう意見や希望が出ましたので、それらのうち、ほかにあつたわけでございますけれども、適切だと思はれるものを考えましてこのような補訂を行ったのでございます。

○中西(續)委員 ですから、今度そうした内容が出ましてから、また機会があればこの点についてはお聞きしたいと思つております。

そこで、後の質問とかかわりがございまして、この点があつたかどうかだけひとつお答えください。

「例えば、小学校版の「第6学年の目標及び内容」のうち政治の仕組みの説明では、日本国憲法は主権が国民にあることを「宣言している」と現行版ではなつてゐるのに対し、「明示している」と訂正。この後に「天皇の地位に関する指導に当たっては、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるように指導することが必要である」と追加した。」、この前段と後段、追加した部分と修正をした部分、これはそのとおりでございましてか。

○三角政府委員 いま早口でお読みになりましたのであれでございしますが、私の耳で聞き取った限りではそのとおりと申し上げていいと思ひます。

○中西(續)委員 それからほかのところでも一つあれをしたいと思いますけれども、「日本国憲法に関する学習においては「憲法の条文解釈に深く立ち入る必要はなく」とした記述」これは六年生じゃないかと思ひますが、(六年)と書いてありますから、これはそのとおりですか。

○三角政府委員 そのとおりでございまして、そしてその後に従来と同じ、「以上のような日本国憲法の基本的理念が民主政治の根拠を支えていることを理解させることが大切である」、前は「理解させる必要がある」とありましたが、これは「理解させることが大切である」というふうになつて、もとの文章、第一版からあります文章が統一しております。

○中西(續)委員 私がいま確認しましたように、日本国憲法にかかわる部分についてもいろいろ指摘がしてあるようであります、この分については、また、現物を手いまして、そして正確を期して論議をしない後で論議がまた重なりますから、その程度でおさめておきます。

そこで、先般から質問を申し上げておりました平和教育の問題ですね、平和教育。この点でお聞かせをいただきたいと思ひます。

先般お聞きした際に、一つは憲法前文について改善意見云々ということですが、この点については論議をいたしましたけれども、この点については再調査しましたか、それともまだしてないか。時間がありますから、したかないかだけ答えてください。

○三角政府委員 御指摘の教科書に関する検定の具体的内容につきまして、先般の御議論がございましたので、改めて調査をいたしました。

○中西(續)委員 それじゃ、その調査した中身について文章で提示していただけますか。

○三角政府委員 ここで御説明を申し上げることはいたしたいと存じますが、文章でお出しすることについては差し控えていただきたいと存じます。

○中西(續)委員 それでは調査したその調査結果、中身について資料で提出を要求いたしますが、委員長、取り計らってください。

○三角政府委員 検定の内容に立ち入ることになりますので、資料という形でお出しすることは御勘弁願ひたいと思ひます。

○中西(續)委員 いつもそういう状況になるわけですね。肝心なところになると資料も何もこつちには手渡らない。こういうことになつていきますと、先般からあれほど時間をかけて論議したことが、調査をするということになり、調査した結果が資料として提出をされないということになると、先ほどから私が申し上げるように、この立法の審議をする場としていかがかと私は思つておるわけでありまして。委員長、この点ぜひ取り計らいをしていただきたいと思います。

○青木委員長 中西君のお申し出の点につきましては、理事会で御相談いたします。

○中西(續)委員 これは理事会で取り計らいをするということでありまして、理事会にお任せをしますけれども、権威のためにもぜひこの点を実現させていただくことを強く要求をしておきます。

そこでその次の問題でありますけれども、原爆などを含まして戦後の教科書内容を改訂時期ごととにできるだけお示ししたいというところを申し上げておりましたけれども、この点については提示をするということになつておりますが、きょうはこれは聞かれません。したがって、この分もあわせて資料として御提供いただければと思つております。ですから、委員長、この点もあわせて御討議いただけますか。

○三角政府委員 ただいまの件は調べさせていただきましたと存じますが、私も文部省内に前の教科書全部は取りそろつておりませんので、時間をちょっとちょうだいしたいと存じます。

○中西(續)委員 大臣、先般もこうして提示をするというところのお約束をいただいておりますから、これはぜひ実現をさせていただきたいと思ひるので

す。では、いま答弁ございましたので、一定の期間かかることはわかりますが、しかし、できるだけ早い時期に実現をさせていただくようにお願いをしたいと思います。委員長、この点よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、この部分でもう一つ、私は問題として出しておりますが、先般、長崎における数等についていろいろお調べをいただいておったようでありませうけれども、その点で、出されました、答弁のありました中身が、五十六年度の実施校が、八日が三百八、九日が六十、そして十日が五十二、こういうことで、そこだけを総合計いたしますと三百六十校。学校数からいいますと六百七校あるわけでありませうから、そうした数が出ておりましたけれども、私の方で調べました数がちよつと数学的に違つておるので、ひとつその点についての確認を簡単にしたいと思ひます。私たちが調べたところでは、九日六十校というのが八十校になつてゐます。そのほかのところでは大体似通つておるわけでありませう。そのほかの八日一日、五日、六日、それから十一日、そういうところが全部入つておりまして、大体実施したかしないかがわかめる仕組みになつてゐます。文部省からは三日間だけをおのこ前答弁いただきましたので、いまそのほかのところがありますか。

○三角政府委員　そのほかのところは私とも聞いておりません。もし必要があれば、私どもの方から調べてもいいと思います。

○中西(續)委員 当日だけがうんと違いが出ておりまして、ほかのところ、八日、十日もわずか違ひがありますけれども、いずれにしましても、ほかのところが入れば三百六十に對しまして大体全体的な数が出てくるのではないかと思いますので、そのことについてはもう触れる必要はないと思います。

そこで、私がなぜこのことをこのようにして指摘をするかというところでありますけれども、大臣、ぜひお聞きいただきたいと思ひますのは、こうして八月九日が長崎に原子爆弾が落とされた日

であるというのは御承知のとおりであらうと思ひます。そこで、なぜこのようなことが起こつてきたかということをさかのぼつて調べてみました。

結局、十年間のこうした平和教育というものを行
う日が大体決定をいたしまして、やったのですけ
れども、なぜこれが起こったかというところ、長崎に
原爆が落とされたのは八月九日であるという正解
者の数が、これはもう例だけでありますけれど
も、たとえば小学校五年を例に挙げますと一七・
〇％しか正解者がなかったというのですね。それから
中学一年で二七・一％、中学三年で三八・五％。
それから何時何分であったのか正解者を調べたと
ころが、小学校五年で一六・七％、中学一年で二
五・八％、中学三年で二七・六％という数字にな
っていて、すでにこの八月九日というのが風化さ
れつつあるということがだんだんわかってきた。
こういうことから、これでは問題があるのではな
いかということでもって教育の日として設定をす
べきではないか、そして、全員が学校に集まっ
て、十一時二分に鳴らされるサイレンとともにす
べての子たちがその目にその場で一斉にそのこと
をもう一度思い起こそう、そして、戦争の悲惨さ
と原爆の問題について皆さんが本当に知り合お
う、こういうことが図られたのがこの事の起こり
であります。

ところが、実際にやり始めたところがいろいろな支障が出てきた。これに対して一番支障になったのは、実施をするに当たって問題になったのは何かというと、夏休み中における学校の登校日決定に当たって、平和教育などというものは平常やればいいのだから特設する必要はないという声、結局、こういうことによつて登校日設定のときにこれがまず第一に消されていく、こうしたことを教師が提案をしても消されていく。それはどこからくるかという、結局、校長、教頭、あたりからそのことが言われてやられるということであり、ます。さらに去年の場合が一番顕著でありますね。それは何と申しましても日曜日に当たったというところでありますので、これが大変問題になつ

て、この前同僚の佐藤君の方から指摘がございましたように、いろいろ問題が出てきた。結局、いままで一〇〇%近くやっておったところだつて、管理運営面からいろいろ事情があるからそれは取りやめるべきであるということを主張したわけですよ。

ところが、この八月九日にやることの意味というのを、文部省が設定する場合になぜその日を祝祭日にするのかということを考えてみた場合、歴史的なもののから實際にあった日、あるいはすべてが本当に身に体してそのことをお互いに認識し合うというためにはその当日が一番いいということとはつきりしているわけですから、こうしたことに対して実施をしようとすることに對して、たとえ天皇誕生日が、日曜日だからそれならあくる日にしましょうとか、こういうことにはなかなかならないと思うのですね。

ですからこうしたことを考えてまいりますと、私は何としても、こうしたことを学校で話し合いをして職員会議で校長さんも含んで決定をしておいても、地教委からの通達によってそれが全部消されていく、そのために今度は管理職である校長、教頭さんが非常に苦しい立場に立たせられて、態度変更して、いままで決定しておたけれども地教委の指示があるから登校は認められない、そうして生徒出校については管理上思わしくないとかなんとか理由をつけてこういうようなことが消されていくということになると、これは大変な問題ではないだらうか、こういうように私は考えますので、長々と申し上げましたけれども、この点についてむしろ教育の中に生かしてほしいという長崎市長のアピールの中にもありますように、ぜひそうしたことが当日取り組まれることが一番よろしいのではないか。むしろほかの事情によつて、主体になっておる生徒あるいは教師、そういう人たちがどうしてもそこはできないというならまだしも、しようじやないかと言つたつてそれが消されていくということになると、主体はだれだらうか、教育委員会のための原爆投下の反省

日であらうかということになってくるのではないかと私は思うのです。そういうことを考えますと、大臣、どのような御見解をこの点についてお持ちでしょうか。

○小川国務大臣　ただいまのお仰せになりました御論旨は私にも十分理解のできることでございます。具体的にどのようなか、たまたま日曜にかかつておるときどのような扱いをするかということにつきましては、地教委の指導のもとに現場の学校が決定すべきことと存じております。ただいま仰せのように、学校においては八月九日に行おうとしておるのを地教委が指導して一日延ばさせたという事実があるかどうか、これは承知いたしておりませんので調べてみないとわからないこととでございますが、仰せの御趣旨は十分理解いたしておるつもりでございます。

○中西(續)委員　それでは、これまた大変恐縮ですけれども、いま言うように地教委なり学校で決定をしておつても、それは後になって通達と称して変えさせるとかいいろいろなことが出てきておりますから、学校で一番いい日だ、日曜日であつてもみんなで努力しようということをやつておるのに、それを変えさしたことに ついて、そうした具體的な事象等についてまだ調べておらないということであります。一昨年の実施された数、去年の実施された数を見ると歴然としておるわけですから、そうしたことがおわかりにならなければ、いまここで議論するにも困難でありますから、そうした点について一〇〇%近くは八月九日にやつておるのに、それが本年になつて大変な混乱が起つたということ自体が問題でありますから、もう一度ぜひ調べていただきたいと思ひます。

私はなぜこのことを申し上げるかといいますと、そうした歴史的事実なりなんなり、このことを大事にしなくてはならぬということを申し上げたからであります。この前も西独のことをちょっと例に挙げまして説明申し上げましたけれども、そうした現実、歴史的事実、それから目をもふさいだり、耳をもふさいだり、あるいはそうした

もの研究を、あるいはそのことの事象を認めようとすることを抑制あるいは抑止することが大変危険ではないかという気がしますからこのことを申し上げておきますので、この点はきょう論議にありませんでしたけれども、ひとつ十分御検討をいただきたいと思っております。これもまた後日になると思いますが、何かの質問でもあればその際にお聞きいたしますので、この点はお調べいただきたいと思っております。

それから、わずか時間が残っておりますので。これはまだ十分ではありませんから、大変残念なんですけれども、先般の研修問題で最後にお聞きをしたのですが、この点だけは御認識いただきたいと思っておりますが、予算書についてはこれから後、具体的に提出をしていただいて、私たちが調べる際にわかるようにしていただきたいと思いますので、この点のお約束をいただきたいと思いますか。

○三角政府委員 予算書は、お手元にお届けできると思っております。

○中西(續)委員 私は、少なくとも文教委員であれば、予算委員会でないからといって軽視することなく、具体的にあるわけですから、できるだけそうしたものを私たちが要求する前に御提出をいただくことをお願いを申し上げておきます。

次に入ります。

先般、「教員研修の充実について」という八項目にわたるものにつきましては変わっておらないというところを確認をいただきましたので、そのように理解してよろしいですか。

○三角政府委員 先般というのはいつの先般でございますか。かなり前の……(中西(續)委員「いいえ、違いますよ。この前の、一週間前ですかね。——一週間ではありません」と呼ぶ)そうでございますか。私、ちょっと記憶にございませんけれども、いま御指摘の八項目は、恐らく昭和五十三年四月当時に当国会での御論議に基づいてまとめたものかと思いますが、その基本は私ども変えておりません。

○中西(續)委員 この前、文部大臣からそういう御回答をいただいたのですけれども、それでは変わっていないことでしたら私申し上げますけれども、私、文部省からいただいた資料で、文部省主催のもの、それから助成するもの、いろいろあるわけでありまして、そうしたものについて細かくきょうは質問を申し上げようと思つて参つておりました。それができなくなりましたから、この点一丁だけお聞きをしたいと思つてます。

文部省の主催をする中央研修方式ですね、あるいは講座と言ふのですか何と言ふか知りませんが、これは講座と言ふのです。これは参加方式はどうなつておるのでしょうか。

○三角政府委員 ただいま御指摘の講座といふは、これは幼稚園、小中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の校長、教頭及び中堅教員を対象にやつておるものであると思つてますが、これらは、それぞれ都道府県の教育委員会の推薦に基づいて参加者を私どもは募集していただいております。

○中西(續)委員 そうしますと、参加の方式は強制参加でありますか。言いかえまして、業務命令によつて出されるものですか。それから、旅費はどうなつておるのでしょうか。

○三角政府委員 これらの研修はかなりの期間にわたるものでございますので、それぞれの教育委員会からこの講座への参加を出張という形でやつておりますから、出張というものは任命権者の命令に基づいて出張するわけでございます。それに伴ひまして旅費、日当等も支給される、そういう形で行われていると思つてます。

○中西(續)委員 だから命令研修だということですね。命令で研修をさせるということ。それから旅費は文部省が払うのですか。

○三角政府委員 研修参加の経費でございますけれども、この研修に要します、宿泊研修でございますので食事代などもあるわけでございます。それから施設の利用料それから交通費、これらの実費額を負担する県が多いようでございます。

なお、都道府県が支出しますこういった費用は、小中学校の教員につきましては義務教育費国庫負担法で、それから高等学校の教員につきましては地方交付税措置で積算をいたしまして、財源的な措置をいたしております。

○中西(續)委員 直接文部省から支払いはしないけれども、自治省のそうした措置によつて措置されている、こういうことですね。

そこで問題は幾つかの点があるでしょうが、そうした中で私が聞いておる中で大変不可解と思われるようなことを聞くわけでありまして、参加をされる人の発表するレポート、これを、本人が発表しようと思つてその学校の実態等中身についてずつと書いておると、それを全部チェックされて、書きかえさせられる、県教委の指導主事あるいは学校長、こういう人に数回にわたつて書きかえさせられて、内容的には本人が言おうとするのと全然異なつたようなレポートを持つて参加をさせられたという例が幾つもあります。県名は申し上げません。こうなつてまいりますと、この講座だとか研修というものが、「教員研修の充実について」という中の第一項目に「教員研修一般について、教員の自主的な意欲を重んじ、上意下達に陥らぬよう留意する。」、こうあるわけですね。そしてその後の「文部省が主催する中堅教員を対象とした研修講座については、従来からその充実を図つてきたところであるが、今後とも、講座及び対象人員の増に努める。」という中で、この充実を図るということが大変大きな意味を持つておるのではないかと。ですからお聞きをしますけれども、いま言うような実態があるとする、この充実を図るというところは、内容的に全部変更されて、文部省が画一的あるいは統制的な研修にしておるということをやうのですか。

○三角政府委員 講座の内容がなしいは規模の充実というところが考えられますが、規模は当時といまとそう変わっていないのじゃないかと思つてます。内容は、講師をどういう方に頼むかとかあるいは一般教養的な内容をどのようになぐあいに盛り込む

かとか、いろいろこれは参加した方たちの意見も聞きながら、年々改善を図つていくべきだ、こう思つております。

なお、ただいま御指摘になりましたが、レポートのようなものを私どもは義務づけて出してもらふというような運営はしてないようでございます。

○中西(續)委員 これに参加した人がそうしたレポートなんかを全部出した際に、県の教育指導主事あるいは校長、そういうところから指摘されて何回かにわたつて書きかえさせられて提出をさせられた、こういうことを言つておるのです。教員にわたつてそういうものが出てきておる。だから、このことを考えますと、先ほど私が指摘をしましたように、その充実を図つてきたということ、画一的であり統制的なものを考へておらないと言ふけれども、その事実が事実としてあるわけですから、この点が大変問題だと私は思つておるわけでありまして。

この点を、いま言われたことではちよつと納得しかねますので、その事実を調査していただきたいと思いますか。

○三角政府委員 私どもは、こういう講座に、たとえば文部省の研究指定校の研究結果の発表会といふんです、そのための協議研究会のようないふんです、これは当然ですが、研究の経過並びにその成果といふんです、そういうものについてまとめたものを持ち寄つて研究して、同士でまた検討し合う、こういうことがございますけれども、こういう研修講座でレポートを義務づけているというところはございません。したがいまして、ただいま中西委員御指摘のような何かを用意したらそれを指導主事が内容について注文をつけたという話も聞いております。

ただ、四週間とかそういう出張でございますから、私どものような一般行政職の場合も同様でございますが、出張に行つて帰りますと、復命書と申しますか出張報告書のようなものを書いて任命権者のもとに出す、こういうことはあると思つて

すが、そのことかどうかもわかりませんけれども、もしそういうものでございますとすれば、これは私も調べたりする性質の事柄ではないのじゃないか、こういうふうな思ひでございます。

○中西(續)委員 ですから、これを見ますと、レポートについては校長、教頭がチェックをし、最後に県教委がそうしたことをチェックをし指導をする、そして本人が知らぬ間に文章が変えられたりした例があり、その意図が変わつておるといふようなことがあるわけですが、これは文部省主催の講習会の中で出てきた問題でありますけれども、そうしたことがいまいち強弁しておりますが、いまの現場の実態では、いろいろなところでやられる研修会なりについてもそうした事態が出てくる可能性というのは非常に強いことを私は指摘をしておきたいと思ひます。これから後、研究指定校の問題であつても、実態について明らかにしなければならぬのに、その数を改ざんしたり何かすることによつてごまかすという、見せるための研究をやるといふようなことになつたのでは何にもならないわけでありませう。

そうした問題があるということをお話し調べてきたわけですから、ぜひ大臣もこの点を認識していただいで、自後そうならないようにぜひすべきだと思ひますけれども、この点についての御意見をお聞かせください。

○小川國務大臣 仰せのような事実が仮にあるといたしますれば、これは申すまでもなく研修本来の趣旨にもとることでございますから、今後は正を圖つてまいります。

○中西(續)委員 研修問題で最後に。

そのほか私ずつと調べましたところが、新任研、新任者採用の研修あるいは教職五年経験者研修、いろいろあるわけです。この中身をつぶさに見ますと、たとえば中堅と申しますか五年経験の研修、四日間なら四日間のものを見てみます。そうすると、五年間経験した人たちがまた再び、この一時的な、さつき私が指摘をしましたように

「教員研修一般については、教員の自主的な意欲を重んじ、上意下達に陥らぬよう」とあるけれども、そうならない。これを見ますと、一日目の九時三十分からずっと受け付けが始まりまして、いろいろな行事日程が組まれている。これを見るに、自主的なものは何もないですね。全部一方向的に、講師が上つて、それを決めていくというやり方です。これはある県の例です。ここに印刷した例がありますけれども、これは間違いじゃない。それから新任研についても、たとえばこれは校内でやれという通知が出ています。「新規採用教員の校内研修について」という通知が教育長名で各学校長に対して出ています。これは高等学校です。この日程等中身を細かくずっと見ていきますと、一般研修から始まりまして授業研修と、こうあるわけですが、その中身を見ると本当にやらなければならぬようなことはほとんどやられてなくて、この内容は余りにも法律、法律、すべてをみんなどう理解するかというところで押し込んでいくというように上意下達方式以外にはないですね。

それから別の県の新任研のこれを見ました。これは小中学校であります。これは今度、学校でやるのでなくてどこかに集めてやる分だと思ひますけれども、この分をずっと細かく、つぶさに全部読ませてもらいました。そうしますと、これもやはりそうですね。ですから私、いま細かくこれを指摘する時間がございませぬので、こうしたものを見てみますと、本当に先ほど言われました「教員研修一般については、教員の自主的な意欲を重んじ、上意下達に陥らぬよう留意する。」ということが骨抜きどころか、中身はなくなつていっておると言つても過言ではありませぬ。

それと、新任研、新規採用の場合また特に言えることではないかと思つておりますけれども、内容的にこれとはまた別に、文部省が五十二年三月十八日に確認をされた資料がございませぬ。いまこゝで読み上げる時間がございませぬから申し上げるわけにはいきませぬけれども、「新規採用教員等

研修事業について」という中身がございませぬけれども、これも本当に実態に即応したものになつていません。この文章どおりににはなつていません。そうしたことを考えますと、私はぜひこうした問題について、時間があればもう少し具体的にこれらの点について指摘をしていきたいと思います。

それと、皆さんが出されたこうした確認された事項を内容的に本当にみずから守るといふ姿勢になつてもらわないと、この研修そのものが大変形骸化されていく、また、やることに結局一定の枠の中でしか物を発想しないという教員をつくり上げていく、すべての皆さんの創意工夫、そうした発想というものを抑制することになるわけでありませぬから、こうした点をぜひなくしていただくよう要請をいたしたいと思ひますが、大臣どうでしょう。

○小川國務大臣 研修が、ただいま上意下達という言葉を思い出した感じがしますが、そのような形式主義の弊害を招きませんように、本来の趣旨を実現できるような実りある研修たらしめるように努力をする所存でございます。

○中西(續)委員 今度は文部省の研究指定校の問題です。

文部省の研究指定校のあり方について、どのようにして割り当てをしているかというのをいまから実態を申し上げます、時間がありませんから。

これは文部省、県あたりで、県に何校かということが決まれば、今度は県教委の方で、これはどこでやるかはそれぞれの県教委によつて違いがあると思ひますけれども、それぞれの県教委において指導係がどこに何校だとかということを決めておられるのであります。そして小中学校、高等学校、そういうところの県の校長会を集めまして、これを今度は、市町村単位があるいは一つの行政区画単位が知れませんけれども、その校長会にこれを伝達するのだのであります。県の指導係あたりで決定をする、そのことは、地方に行きますと教育事務所というのがございませぬ

ら、そこにも伝えられて、そのことが県校長会のものと一緒になつて一つの行政区画単位における校長会でそれが流されて、そこで決定される、こういう形式になつておるようであります。

ですから、そうなるまいかと、一つの学校が文部省の研究指定校にされまして年限は三年です、これは間違いのないと思ひますが、この点をひとつ御回答いただきたいと思ひます。ここには幾らの助成金を出しておるかお聞かせください。

○三角政府委員 研究指定校の指定期間は二年でございます。経費は、そのときどきの予算のつきました時期等の状況によつて必ずしも全部一律じやございませぬけれども、大体一件当たり十万円ぐらいのところでございます。一件というのは研究校一校。

○中西(續)委員 いま言われましたように、私がいたころは三年であつたから、私三年と申し上げましたけれども、これが二年だということですね。そしてその学校に十万円の助成金がいくということ。

まず、この金額の方から先にいきましよう。十万円です。そうした研究するということが大変困難だということ御存じですか。

○三角政府委員 文部省の経費のほかに、そのほかの県なりあるいは市町村等での予算等も活用の仕方があろうかと存じますが、私も、十万円では非常に困るという御意見は必ずしも聞いておりません。ただ、御指摘のように、研究の進め方なりやり方なりによつては経費がより多い方が望ましい場合もあるかと存じます。

○中西(續)委員 県とか市町村がそれに対して云々とかいふ前に、指定校として研究されたことを集約して、文部省は、そうした全国的な教育活動、教科の面からあるいは問題研究からいろいろあるわけでありませぬから、そうしたものに對する十万円というものがいまいかにみじめな金であるかということが一つ。と同時に、今度、これを受け入れた場合に、特定の時間設定をしないと、こ

うしたものが実際に、研究行為なり授業から全部の面がかかわってくるわけでありまして、カリキュラム編成しておりますけれども、そのカリキュラムどおりを改めて別途のものを組まなければならぬという研究ができないことを御存じですか。

○三角政府委員 研究指定校としてテーマを取り決められましていろいろな角度からのアプローチと申しますか研究をこなしていく、そしてまたそれを分担し、分担した方々がいろいろな突き合わせをまたする、こういう一つの研究に対する学校としての取り組みをつくるわけでございますから、そういう意味合いで、これはやり方によって区々ではあると存じますけれども、全然何もなしの場合の学校運営とはその期間、異なる体制と申しますか、カリキュラムとおっしゃいましたけれども、授業の時間割りの割り振りその他いろいろな工夫が必要になってくる場合が現実問題としては多いだろうと思えます。

○中西(橋)委員 そのことが今度は生徒全般にあるいは学校全体に、全教科的に見ますと大変なひずみを生じておられることを県教委からお聞きになったこととございますか、それとも校長会なり何なりからお聞きになったこととございますか。

○三角政府委員 ただいまのお話でございますけれども、私も、私もいま御指摘のようなことは承っております。むしろ研究指定校として非常に意欲的に、そして何と申しますか先生方が大変積極的に取り組んでやっていたら、そういううむし逆の意味合いのお話を聞いております。

○中西(橋)委員 だから私は聞いたのです。文部省は積極面あるいはいい面があるということだけしか聞いておられないということでしょう。そう理解してよろしいですね。

○三角政府委員 皆さん大変喜んで取り組んでいただいております。そのことが間違いないこととをぜひお気づきをいただきたいということです。

私もかつてそれをやってきた一人でありまして、その点を十分知っています。ですから結局、言まわっておられるようなことは本場の現場の実態でなしに、全部校長なら校長を通じて出てきておる面、あるいは県教委から出てきておる面を強調してしまおうと思っております。そこが一番問題だろうと私思っています。ですから、たとえば学校の中における予算の配分はその教科に対して全面的にほかの教科の分も回さなくちゃならぬという結果が出てきているわけですね。その結果は、今度はよその学校がその学校に対する全体的な――一〇〇なら一〇〇の予算しかないわけでありまして、よその分を平均して削ってそこに集中させてもつてくるという方式。学校の中がそうだと、他の学校の受ける影響、予算面が私がいましたのはそこにあるわけですね。全部がそういう形で、そしてよかつた、よかつたという話になっておるわけですね。これでは他の学校における生徒をどうするかという視点からの議論になってないというところをぜひお気づきいただきたいということ、私は申し上げたかったわけでありまして。

ですから、こうした問題についての予算措置の問題あるいは年限の問題としてさらにまた、その内容がどうなっているかというところの実態を私はぜひ知っていただきたいと思っております。大臣に、あわせてこの点の御理解をいただきたいと思っておりますが、この点について再度、本当にそうなのをお聞きかどうか、全教職員がそうしたことを喜んでおられるかどうか、あるいはまた、喜んでおられるのかどうか、そうした問題等について再検討をしていただきたいということを申し上げて、私は終わります。

○三角政府委員 研究指定校はいろいろなものがあるわけでございますが、これはそれぞれの地域でそういう研究をしようというところ、適切なところを決めまして推薦がありまして指定をさせていただきます。また違うテーマなり違う学校なりで取り組んでいただく、こういう仕組みにおのづからなっております。研究の結果はその学校だけでなくそ

の市町村の他の学校にもこれを活用していただく、そういう意味では一つの当番と申しますか代表みたいな色合いがございます。したがって、教育委員会等教育委員会の予算の中からやりくりをしてその学校に厚みをつけてやる、こういう運用が行われることはある意味で自然であり、かつ必要であらうかと存じます。ただ、委員御指摘のように、それがほかの学校の子供たちの経費を非常に圧迫するということがありまして、好ましくない、要はその度合いの問題であらうかと存じます。

御指摘もございましたので、研究指定校を指定いたしますと、これから私も指定校の協議会というふうなものをいたしますし、県の指導主事等にも来ていただきますので、その人たちからも実態についていろいろさらに聞いてみたい、こういうふうに思っております。

○中西(橋)委員 私は、実態を聞けというの、そこいらっしやる教職員なり何なり――だからそこ先ほど、文部省が出されておる文書なり確認されたことを忠実に守っておるかどうかというところが一番の問題だと私は思っています。そこではい

をこの前から私は主張しているわけです。ですから、そうした意味で、いま言われたような特定の人だけの御意見ということとなく、ぜひそのようにしてすべてのそうした人たちの意見が入り得るようになり、そしてそうしたものが主体的に構築されるようにした研修にしたい、いただきたいということを申し上げて、私は終わります。

○青木委員長 長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 今九十六国会が今年に入ってから開かれまして、そして去る二月二十四日に文教委員会が開かれ、この席で大臣から所信の表明があり、予算の説明等があったわけでありまして、それ以降大臣に対し、また文部省全体に対して各党各委員から御質問があり、多くの点での貴重な質疑が展開されているわけでありまして、私にまだその機会を持たせていただけていませんので、きょうは文部大臣にお聞きすることをまず冒頭に一言申し上げまして、後、衆議院文教委員会の過去数年の歩んだ道を振り返って少しく意見を申し上げながら見解をただしてみたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず大臣があのあいさつ、所信表明の冒頭で「私は、教育、学術、文化の振興を図ることは、国政の基本であると考えます。」、こういうお言葉から始まりまして、高邁な理想を述べられたわけでありまして、特にその中で、非常にこれは大事なことなところ、思いましたのは、「現下の厳しい財政事情のもとにおいても、文教行政の遅滞はいつときたりとも許されないという覚悟をもって、長期的展望のもとに、以下の施策を総合的に進めていく所存であります。」、こうおっしゃいます。具体的な条項を列挙され、所信を述べられたわけでありまして、そしてその中で現状の青少年の非行化、暴力化等の問題、こういうものにも触れて憂慮の情を述べられ、その方策を述べられておりますが、いま私が申し上げた言葉の「現下の厳しい財政事情のもとにおいても」というこの点は、私どもがいま非常に重大に考えているところでござ

と申しますのは、率直に申し上げまして、過去の自民党政府の赤字国債等をどんどん発行しての放漫財政の結果、ここで大きく行政改革をして整理をしなければならぬという事態に立ち至った。ところが率直に言わしていただきますと、あの衆参ダブル選挙で自民党が衆参多数を占めて以降、そのやり方が、私どもから言わすと非常に財界主導の行革ではないか、そういう中で一番し寄せを受けようとしているのが教育であり福祉であり、そして地方財政ではないか、そしてそれは減税の問題にも絡んでまいりますが、国民生活にあらゆる角度からひしひしと重圧を加え、前途に大きな不安を与えてきているのではないかと、こういうことを非常に憂えておる中で、小川文部大臣が就任のごあいさつの中で「現下の厳しい財政事情のもとにおいて」というのは、いま私が申し上げたようなことを恐らく総括しておっしゃっておるのではないかと思います。「文教行政の遅滞はいつときたりとも許されぬ」という覚悟をもって、長期的展望のもとに、以下の施策を総合的に進めていく所存であります。」こうおっしゃったと思うのでありますが、この御決意に小川大臣の日ごろ私どもが伺っておる御人格とあわせて一縷の光明を見出したと申しますか、大きな頼りとしてひとつ大臣に御奮闘いただきたいということ、このお言葉を伺ったときに私は率直に考えたのでございます。

しかし、その後、今年度の予算から、来年度の予算編成も近づくわけでありませうけれども、恐らく大臣としても非常に事志にたがうような部分も多々あるのではないかとお察しをしておりますが、この御決意についてはみじんも後退させない、困難であればあるほど教育を守ってみせるという御決意をお持ちであるだろうと思うのでありますが、この点について冒頭、大臣の御決意をもう一度承りたいと思います。

○小川国務大臣 私が所信表明において述べました決意にはいささかも変わるところはございません

ん。しかし、財政再建ということは日本の政治が直面をいたしております最大の課題であり、いわば至上命令だと信じております。これが財界の主導のもとに行われたという御批判は、私は必ずしもそのままだと申し上げたいわけではございませんが、いずれにいたしましても、財政が崩壊をいたしました場合にはもとより文教政策も福祉政策もないうわけでございますから、財政の再建には文部省としても協力せざるを得ないと考えております。しかし、どのように厳しい財政状況のもとにおきましても、文教政策を後退させるようなことがあつてはならないと信じて、改めて申し上げるまでもないことではございますが、私も及ばずながら努力をいたしまして、予算の一般歳出を超える予算をどうにか獲得できた次第でございます。今後とも同じ気持ちで努力をするつもりでございます。

○長谷川(正)委員 ただいまの御決意をぜひ堅持していただくよう、再度御要請を申し上げます。

そこで、ただいま中西委員からも現在の文教行政の現場における状況、研修の問題あるいは研究指定校の問題等について報告があり、これに関する御質問があつたわけでありまして、私もこれらの問題に関連して文部行政にぜひ考えていただきたいということが多々あるのでございますけれども、一応これはひとまずおきまして、過去数年、ほぼ五十年代以降の本文教委員会におきまして、委員会として特に教育の問題に関して上げた決議、あるいは各種法案を審議し、これを議決する際につけた附帯決議、これを一通りこの場で、先に進むために過去をもう一度洗い直して、率直に、それぞれがどう扱われ、どう実現してきたか、どこが足りないか、そういう点を明らかにして、今後の日本の文教行政のありある発展に資することができればとお願いいたしまして、そういう角度からただいまから御質問申し上げたいと思います。

まず、委員会決議につきましては五十二年の十一月十六日、第八十二国会におきまして、大学入

試改善に関する決議、かなり長文の決議がなされております。これについて、その概略をもう一度おさらいをしながら、その一つ一つがどのように行われてきたのか、その一部が実行できないまま残されているのか、これをできるだけ丁寧に御説明をいただきたいと思ひます。それぞれ担当の部門の方から結構でございますから、できるだけひとつつわりやすくお願いいたします。

○宮地政府委員 お尋ねの大学入試改善に関する決議、御指摘のように五十二年十一月十六日に行われておりますが、これは、背景をいたしましては入試問題に関する小委員会がこの文教委員会に設置されて、そこで審議をされ、その結果を取りまとめられたものでございます。

項目としては、全体的に六点について指摘がございまして、まず、それらについて概括的に御説明し、さらに細部にわたつてまた御説明いたしたいと思ひます。

この決議におきましては、まず第一に、共通一次試験の実施時期について最善の配慮をすること、第二点として、いわゆる二段階選抜の実施を避けること、第三点として、二次試験について受験生の過重な負担にならないようにすることなどの六点にわたつて指摘されているわけでございます。

文部省といたしましては、この決議の趣旨を十分尊重し、共通一次試験の実施が決定されて以来、大学入試方法改善経費を配分する等、必要な措置を講ずるとともに、国立大学協会、大学入試センター及び各国立大学にも種々検討を願つてきたところでございます。

その結果、まず共通一次試験の時期でございませうけれども、高等学校における教育への影響も配慮いたしまして、当初予定いたしておりましたのは十二月下旬というようにことで議論がされていまして、最大限におくらせることといたしまして、一月中旬というところに繰り下げて実施をすることにいたしましたわけでございます。そして、次の

いわゆる二段階選抜についてでございますけれども、これは徐々にではございますが実施大学が減少してきているというのが現状でございます。そして、各大学の二次試験についても科目数が減少し、それにかわりまして面接、小論文、実技試験などを課する等、選抜方法に工夫が行われたことによりまして、この改革については一定の成果が上がつたもの、かように考えております。

しかしながら、なお現状必ずしも十分ではないというぐあいにも認識いたしております。そして、この新しい入試の実施結果については、四回の経験を踏まえたということでもございまして、今後とも各大学においていままでの実施の経験を生かした改善が図られることを私もいたしても期待をしております。また、文部省といたしましても入試改善会議等で今後の改善についても関係者にお集まりいただいて議論をしていただいているというのが現状でございます。

なお、さらに御指摘の点で、なるだけ細かく説明をというお話でございますので、さらに補足して申し上げますと、その問題点は、一つには、実施時期についてはいま概括御説明をした点でございませうけれども、たとえば大学側において入学時期を変更させるなどの措置も含めた最善の配慮をすべきであるというようにことが指摘をされているわけでございますが、この点については、たとえば次のような問題点がございましてなお慎重な検討を要するかと考えております。それは、一つには高校卒業から大学入学までの期間、その青年をどのように扱うかという点が一つ問題がございまして、それから第二点として、高校卒業者の進学と就職の時期との関係がやはり関係が出てくるわけでございます。それから一つには、大学卒業までの期間がそれだけ長くなることになりまして、それに伴う家計の負担などをどう考えればいかというような問題がございまして、さらに、たとえば具体的に、四月から九月に入学時期を移すというようになるとなると、私立大学の場合については、その間の問題として、空白期間につ

なお現在、学校教育法施行規則の七十二条二項では「大学は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、いむゆる学年について、学年の途中において学期の区分に従つて、学生を入学させる」という措置は、具体的に、たとえば九月入学というような形で婦国子女でございますとか、そういうような者については具体的に実施はしているわけでございますけれども、統一的な入入学時期の変更ということについては、いま申し上げたような点について問題点があるわけでございます。したがつて、この点は、私ども今後ともなます。お慎重に検討を進めさせていただきたい、かように考えております。

それから、第二点で御説明しました二段階選抜の問題でございますけれども、これらについては、先ほども申し上げましたように、ごくわずかではございますが、減ってきている傾向にはございますが、なお現実には、たとえば五十七年度の場合で申し上げますと、実際に二段階選抜をするということをあらかじめ決めておりました大学が三十二大学八十九学部で、実際に実施をしました大学としては十三大学二十五学部というような状況になっております。これらの点については、なお今後とも努力をいたしたい、かように考えております。

なお、いわゆる二段階選抜というのは、たとえば募集定員の三倍で切るとか、あるいは東大で中し上げますと、二・八倍ないし三倍で切るといふような形で実施をしているところが多いわけでございますが、中には、たとえば京都大学の法学部のように、四百点以上という点数で切る場合もあるわけでございます。

それから第三点の、二次試験が過重な負担とならないように学力検査科目の減少などに努めるという点でございますが、二次試験において学力検査を課さない大学学部の場合は、全体的にはふえてきておるような状況でございます。五十四年度の国立の場合、四十四大学六十六学部でございますものが四十六大学七十一学部というような状況になってきております。

なお平均的な二次試験における受験科目の状況でございますが、これは共通一次実施前ですと、国立が七ないし八科目でございましたが、十四年度からは、共通一次実施後の二次試験の科目の平均でございますが、国立の場合、五十四年度が二・九科目でありましたが、五十七年度は二・八科目というような状況になっております。これはほぼ横ばいというような状況にございます。この点では、たとえば東大の二次試験の科目がまだ大変多いではないかというような御指摘もあろうかと思いますが、いずれにいたしまして、全体的な状況としては、ただいま申し上げるような状況にございます。これらの点もおおむね努力を重ねてまいりたいと思います。

それから第四点の、受験生に受験の機会を確保するため、二次募集方式を実施するという点でございますが、定員を留保して二次募集を行って

第五点でございますが、共通一次試験への私立大学の参加実現について努力をするという問題点でございますけれども、私ども、もちろんこの大学入学者選抜の改善というのは、国公私立大学を通じて全体として考えるべきものと思っております。私立大学に対しても呼びかけをいたしておるわけでございますが、具体的には五十七年度入る試から産業医科大学がこれに参加するという点が改善を見た一点でございます。しかしながら、まだ参加の問題についてはいろいろ私学側の意見として、たとえば試験科目のあり方や実施時期その他、なお検討調整を要する点が多々あるわけでございまして、これらは今後とも私立大学側とも十分話し合いを進めていく必要があるうか、かように考えております。

それから第六点で言われております、共通一次試験の実施と大学入試制度の改善について広く国

民の理解を求めて、受験準備の過熱防止に努力するということ、これは、御指摘のことは当然のこととでございまして、私どもも、先ほど申しましたように、入試改善会議というところで関係者にお集まりいただいて、いろいろ議論もいたがいては、単に入試の問題だけではなくて、全體的にやはり学歴偏重の社会的風潮というものがきず正されることが必要であり、そして各大学がそれぞれ特色のある充実整備を図るということも必要なわけでございます。それらが全体的な施策として行われることが必要ではないか、かように考えております。

入試に関する問題では以上でございます。

○長谷川(正)委員 概略のことはよくわかりましたが、いまの五科目の私学の参加というのが、いまの御答弁だと、ことし一校加わったということ

〔委員長退席、中村（喜）委員長代理着席〕
○宮地政府委員 さようでございます。

についてはほとんど生かされていない。これは私
学側のいろいろな御意見があつてこうなつておる
と思うのですが、この将来の見通し、それから特
に、一番解決しなければならぬ問題点はどこに
あるとお考えですか。

○宮地政府委員　御指摘のように、私学の参加問題については、指摘されている点が、なおことし一校加わったということでは、実現にはるか遠い現状にあるかと思えます。

やはり、基本的には私学については、私学自体がまず独自性といいますが、私学の独自性ということがやはり非常に私学人の意識としては強くあるわけでございまして、したがって、私学の大学入試について私学がみずからの独自の判断で基本

的にやるといふ気分が根底にはあるのではな
か、かように考えます。もちろん、その点は私ど
もも尊重しなければならぬ点であらうかと思
いますが、全体的に大学入試全体について考える問

題点としては、もちろん国公立を通過して来た人ければならぬ課題でございまして、したがって、共通一次に私立が参加する入試の実施時期の問題、ほとんど申しましたような入試の実施時期の問題、ございましてか、あるいは特に試験科目のあやう、この二つを学ぶの、入試でございまして大本三

た。たとえに科学の知識でよいといふ。たゞ、その知識が、いかに四科目程度で現在行われているのに対しまして、共通一次はその科目が広がる。技術的な問題としてはその辺が問題点であらう、かように考えます。

○長谷川(正)委員 六番目の項目の中に「設備の過熱の防止について極力努力すべきである。」、実はこの問題は、共通一次あるいは大学入試という問題でなしに、今日の教育の荒廃という問題にも非常に深いかわりのある点ではない

と思います。これは非常に重要な点でありま
が、これについてどういう工夫をされておる

か、これは一大学局だけの問題ではないと思うのですが、その点具体的なままでの施策をお聞きしたいと思ひます。

○宮地政府委員 基本的な点は先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけれども、大学局で対応しております事務といたしましては、先ほど申し上げましたが、入試改善会議ということで、これは国公私立の関係者または高等学校を代表する方々にもお加わりいただきまして、入試にまつわるいろいろな問題を御検討いただいているわけでございます。そしてそれらを踏まえまして、共通一次の内容につきましてもそれぞれ手直しできる部分については年々改善を図ってきているわけでございますが、基本的には受験準備の過熱防止ということについてどういう対応をしているかという点でございますけれども、全体的な状況で大学への進学者の数というのは、倍率で申せば、志望者に対しては七割の方が大学に入っているわけでございますが、やはり一部の特定の大学に受験生が殺到するという現象が過熱な受験準備に駆り立てているということが言えるのではないかと思います。したがって、先ほど申しましたように、それぞれの大学が特色を持った充実整備を図り、その特色に応じた進路指導も適切に行われるということが高等学校の進路指導に当たりまして必要ではないか、かように考えます。

先ほど申しましたように、入試の問題は、入試の問題の改善としてはもちろん努力しなければならぬ点が多々あるわけでございますが、全般的に特定の有名大学に集中することについては、基本的には学歴偏重というふうな社会的な風潮と申しますか、あるいは全体の、これは教育の問題だけに限らない社会全体の課題になるうかとも思ひますし、そういうことが根底にあるわけでございますから、根本策としてはまずそういうところから改善されてこなければ、入試の問題だけですべてを解決することは無理ではないか、かように考えます。

○長谷川(正)委員 ただいまの御答弁にもありますように、この問題は日本の社会に深く根づいていいますか、果つていっているといひますか、いまお話しした学歴偏重、もう一つ言わせていただければ学閥優先、こういつた体質というものが牢固としてなかなか抜けない、そういうものが一つの根底にあるということは御指摘のとおりだと思います。ですからこれは総合的な施策で対処しなければならぬことは明らかであります。しかし、それにしてもこの受験準備の過熱というもののについては、やはり直接文教行政に当たる文部当局に大きな責任があると思うのです。

ここでちょっとこの答申そのものからは外れるかもしれませんが、ただいまのこの言葉からは非常に密接な関係のある、つまり受験準備の過熱の防止という問題に関連して、最近週刊誌なんかで、入学期を過ぎますと、いろいろな統計報告を出してありますね。その中に、東大を初め早稲田、慶応等いわゆる有名校への進学状況等が、この高校はどうだというふうなことが盛んに出るのです。その中に国立大学の附属高校が相当数載っているように思ひますが、こういう現状についてどう御認識をお持ちですか。

○宮地政府委員 御指摘は、一部の附属の高等学校が結果としていわゆる有名大学への進学者が大変多くを占めているということについてのどう考へるかというお尋ねでございますが、附属高等学校についてもそれぞれ附属高校としての使命があるわけでございますが、教育学部、教員養成の基本をなすのが附属でございますが、しかしながら現実問題として附属高等学校について入学選抜を行う際に、高等学校ではなくてたとえ附属の小学校でございませうと幼稚園の段階では、それぞれ選抜に当たりまして、たとえば抽せん制度というふうなものも取り入れて、そういう意味では機会を公平に考へるといふ方もいたしておるわけでございますが、やはり高等学校レベルになれば当然に学力を見ることが大事なことでございますし、附属の高等学校へ来ている生徒が

結果として優秀な生徒が入っている、そのことが結果として有名大学に入学者もたくさん出るといふ結果になっているわけでございますが、私どもとしては決して高等学校全体がそういうことになるといふやうに考へるべきではないことは当然でございますけれども、しかしながらそういう附属の高等学校のあり方について、ただいま文部省としては具体的にどう考へることを申し上げるのはいかがか、かように考へております。

○長谷川(正)委員 私の記憶では、私がかつて小学校の教師をしていたときの教え子が東大を出まして一時書籍会社に就職したのですが、どうしても学校の先生になりたいということで東大の附属の高等学校に参りました。現在は秋田大学の教授をしてありますが、そのときに東大の附属高校のあり方を聞きまして、私はなるほどと思つて、これはやはり本当に教育を研究する、あるいは学問を探究する国立大学の附属高校のあり方というものの一つの形を示し、いい意味では感心したものであります。それは決して優秀な子供だけを集めるのではなくて、いわゆる教育的な研究という課題のもとに生徒を入れておる。現在どうでありますか私存じませんが、あの当時の東大では、たとえば一卵性双生児、二卵性双生児、そういうふうなお子さんをそれぞれ入れて、その子供たちがどういうふうな成長するかというふうなことを十分、教育の中であわせて研究している。私は、国立大学の附属というところでわざわざ附属の小学校なり幼稚園なりあるいは高校なりを置くといふれば、これは単なる一般の高校と競争するといひますか、そういうのでなくて、国としては一つの研究視点とかそういうものを持って、それぞれに任務を与えたそういう附属のあり方というのが、特に国立大学において率先そういうことを工夫されることがむしろ本筋でなくてはいいのではないかと。ところが、教育、教師専門のような大学、国立大学の附属も、同じように受験競争の戦列の中の高校というふうな位置づけの学校が多いのではないかと。これを私は感じまして、いま

宮地局長はこの点についてはそう容喙すべきでないかのようなおっしゃり方だけれども、これはちょっと反省をさせていただく必要があるのじゃないか、こういうふうに思ひますが、もう一度ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮地政府委員 御指摘の東大の附属高等学校については、おっしゃるやうに一卵性双生児、二卵性双生児というふうな子供を入れる、そして比較、研究をするというふうな基本的な使命を持った高等学校であるというふうに理解をいたしております。ほかの附属高等学校についても、それぞれ具体的にみると附属高等学校のあり方としては、教育、研究の観点から、それぞれ目的なりというものをしっかりと持った上で考へるべきではないかという御指摘でございますが、御指摘の点は十分私どももお考へしてはそういうお考へも承るわけでございますけれども、ただ、現実にやはり学校というものは歴史なり伝統なり、そういうものがそれぞれあるわけでございますが、そのことを無視して改善、改革を図つてもなかなかうまくいかないというのが現実問題ではないか、かように考へます。そういう点で、御指摘の点は一つの課題ではあるかと思ひますが、私どもも今後慎重に検討させていただきたい、かように考へます。

○長谷川(正)委員 私いま質問申し上げながら、また思ひ出しているのですが、私、当時の東京高等師範、今日の東京教育大学、その附属の高等科というのがあります、そこを卒業してそして豊島師範学校に進んだのですが、そのときにあの学校でも一般の附属はやや恵まれた家庭のお子さんがそろっているような附属小学校ではありましたが、けれども、その中にこの高等小学校というのをちゃんと設けてありまして、これは原則として上の学校へ行くというふうな希望の者でなく、あの当時の国民生活の中で、高等小学校を終わるとそれぞれでうち奉公に行くとか、商売の跡を継ぐとか、そういう層が非常に多かったわけですね。これからもう出たらすぐ社会に出なければならぬ子

供の教育を高等科二年間でやるのだ、そういう方針で生徒をとり、私はそういう方針に外れて一応師範学校に進んでしまったわけですけれども、そういううちにとした一つの方針を持っておりまして、もう一つ、大変印象に残っておりますのは、東京高等師範の附属第五部というのがございまして、これは昨年国際障害者年というふうなものも設けられるところまでできておりました、あの当時からすでに知恵おくれの子供たちをそこに集めて特別の教育というのについて非常に草分け的な研究と実践をされていたのではないかと、やはり国立大学というのはいささか先見性のある、常に教育の本質に立ち、しかも先見性のあるそういう施策というものを進めることが私は重要じゃないかと思っておりますので、いまそれを思い出したわけですが。

宮地局長の言う校風もあるし、伝統もあるから、そうにわかにいかぬとおっしゃいますけれども、私は国立大学の附属についてはこの辺でもう一遍十分根本から考え直していただくことが必要ではないかというふうに思っています。この点について、できれば大臣からひとつお答えをいただければと思います。

○小川国務大臣 国立大学の附属高校等の本来あるべき姿について、御意見の開陳がございました。御趣旨は十分了解できるところでございます。ただ、早急にこれを実現いたします上においていろいろ問題点がありますことは、ただいま局長から答弁を申し上げたとおりでございますが、今後それらの問題点を逐次解決いたしまして、本来あるべき姿に持っていくたい、こう考えております。

○長谷川(正)委員 大学入試改善に関する決議に關しましては一応終わりました、その次の委員会決議として、第九十一国会で上がりました学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件がございします。この点について、その経過、この決議のその後の実践、そういうものについての御報告をお願いいたします。

○三角政府委員 昭和五十五年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正に際しまして、「四十人学級編制及び教職員定数改善計画」について、概ね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討を行い、昭和四十九年標準法改正案に対する本委員会の附帯決議の趣旨を尊重し、最善の努力を行うべきである。」との附帯決議が本委員会においてなされたわけでございます。

そういうことでございしますが、この計画の見直しの問題につきましては、その後さきの国会において成立いたしましたいわゆる行革関連特例法によりまして、特例適用期間中は改善規模を財政事情を考慮して抑制する、こういうぐあいにされたところでありまして、行政府であります文部省といたしましては、この特例適用期間中の改善規模につきましては、この法律の趣旨に沿って運用していく必要があるだろう、こういうふうに考えております。

○長谷川(正)委員 ただいま御答弁になった点は、われわれとしては非常に残念であつたわけでありまして、すでにそういう行革のあらしの中でやむを得ない事態になったと思ひますが、しかし、この「概ね三年後」について、今日でも生きていられると思ひますか。

○三角政府委員 この特例適用期間中の改善措置の抑制ということでございますが、これは御指摘の附帯決議もございまして、それから御承知のようないわゆる自民党と社会、公明、民社の三党の間の公党間の約束、こういうものもあつたわけでございますけれども、そういう経緯も踏まえまして、この特例適用期間中、毎年度の改善規模を定めるに当たりましては特に国の財政事情を考慮するという旨を法律の中に明記をして、法律上の義務という形に持たせていった、こういう経過になっておるわけでございます。そういうことで、わざわざこの行革関連特例法という中に入れました国会にお諮りして実施される、こういう運びになったというふうに私も理解しておりますので、公党間のお約束

というものはあるわけでございますけれども、四十人学級などの定数改善計画の実施については、やはり私どもはこの法律の定めに沿ってやらざるを得ない、こういうふうな思ひでございます。なお、概ね三年後の見直しということは、経緯について申せというお話でございましたから振り返つてみますと、財政再建に対処するという方針について、御承知のように臨時行政調査会の答申が出されたわけでございます。したがって、この御決議がございました五十五年当時から見ると、その点はまた一つの新たな事態が生じた、こういうことでございまして、このような事態を踏まえまして、国の財政の非常事態に緊急に対処するため、特例適用期間中に国の歳出の規模の縮減策をとる、その一環として、せつかくお決めたいただきましたのでございしますが、この定数法に基づく教職員定数増についても抑制せざるを得ないという状況にございしますので、政府側としては、先ほど申しましたことの繰り返しになります、行革関連特例法の趣旨に沿つてこの期間中は対処していくはかばかしい、こういうふうな思ひでございます。

○長谷川(正)委員 多少心細い御答弁のように伺うのですが、この行革期間中四十人学級への年次計画をおくらせるといいますか、制限するという事態に追い込まれておると思ひます。しかしそのときも、たしか本委員会でも、どなたであつたか記憶ありませんがいろいろやりとりを伺う中で、全体の十二年という計画については動かさない、これは必ず行うという明確な御答弁があつたように存じておりますが、その態度は変わつておりませんか。

○三角政府委員 これは行革関連特例法の審議の際にも御質疑があつたこととございします。私どもとしては、今回の学級編制及び定数改善の全体計画の規模と申しますか、並びにただいま御質問の十二年間という期間、これは変更をいたさないという方針でございまして、いまま変わりございません。

〔中村喜(委員代理退席、委員長着席)〕
○長谷川(正)委員 私は、本当は十二年間ということ念を押すために質問したくはなかつたのですが、結果的に少なくとも十二年は動かさないといいことでございしますから、それはそれとして伺ひますが、この附帯決議につけた「概ね三年後」という意味は、この十二年間というのをさらに縮める、それを検討する時期として三年後というふうな考えたのが当時の委員会の大勢ではなかつたかと私は思ひますが、そうじゃありませんでしたか。

○三角政府委員 「各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討を行い」ということでございします。これは読み方はその方、その方のお立場なりお考えでございまして、いささかきつても、長谷川委員のお立場ではそういう見方をなさるだらうということはいささか理解できます。

○長谷川(正)委員 行革のために十二年も怪しくなつたのでは大変であります、十二年は堅持する、しかし三年後に検討するといふあのときの趣旨は、私どもとしては十二年は悠長過ぎる、もつとも、本当はむしろ中学あたりから先にはやらないといけません。いまの教育の荒廃というやうなことをにらみまして、一番感じやすい、また大きく揺れ動きやすい時期の方を先にしてはいろいろ意味で、総合的に三年後に検討するといふこの精神はひとつぜひ銘記されまして、いろいろ困難がありまして、うけけれども前向きな姿勢で今後対処していただきますように強く要望したいと思ひます。この点について文部大臣に一言御決意を伺ひます。

○小川国務大臣 第五次定数改善計画全体の規模におきましては、これを達成するために必要な期間についても変更を加えておらないことは改めて申し上げるまでもございしません。財政再建期間終了の時点でその後の計画を検討いたすわけでございしますが、財政の前途を展望いたしますと、いわゆる再建期間が終了した後におきましても非常に

右決議する。

逼迫した状況がなお続くものと考えざるを得ないと判断はいたしております。そのような状況下で果たして十二年という期間をさらに短縮できるかというの決議です。

右決議する。

こういう分子科学研究所等の共同機関の利用につ

どうか、いまの時点でこれはなかなか申し上げかねるわけでございますが、申すまでもなく諸状況が許しますのならば、少しでも早く目標を達成したいと考えておる次第でございます。

○宮地政府委員 大変恐縮でございますが、五十一年の決議のことについて事前に御通告いただいておりませんでして、所管が学術国際局の所管事項になりますので、その点については私が答弁申すに当たっては、事柄

○長谷川(正)委員 委員会決議の二件については一応以上で終わりますので、今度は、その後委員会各法案を審議した中でつけられた附帯決議について申し上げます。かように考えております。

○長谷川(正)委員 それでは、その次の五十年計画は、昭和二十三年も通告してありませんか。これは昭和二十三年以後にやる公立学校教職員共済組合

で過去五年ほどの委員会の法案審議の際につけられた附帯決議を概略御説明願えますか。これは一件一件と無理でしょうか。——それじゃ一つ正する法律案に対する附帯決議です。これは綿々

ずつで、残ったところはまた次の機会ということにしましょう。

そして今日まで続いている問題ですが、このときの内容、そしてその後の努力、これはどなたか田舎にありまじやうか。――通告を私の方としては、

第七十五回国会昭和十五年三月二十七日の参
員会で国立学校設置法の一部を改正する法律案が
審議された際につけられた附帯決議について、そ
れはたゞさんありますので、今度度
つたつもりですが、ちよつと前半抜けておるよう
な意して述べさせていただきます。

の内容とその後の取り扱い、今日までの努力の跡について御報告願います。

（宮内省図書司） 国立学校設置法の一部を改正する法律案

にして、本日の私の質問はこれで終わります。

○宮城府政務員 国立学校官制法の一審を以てする法律案に対する附帯決議で、いま私どもも伺つておりますのは、五十一年五月十二日の附帯決議と

○青木委員長 次に、石橋一弥君外三名提出、私

いうことで通告を伺っておたわけでございますけれども、それからよろしゅうございましょう。

立学校振興助成法の一部を改正する法律案及びこれに対する石橋一弥君外三名提出に係る修正案一括して議題とし、質疑に入ります。

○長谷川(正)委員 いま私が聞いたのは、五十年三月二十六日のなんです。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三浦隆君。

内容を申し上げたのですが、これはこういう決議です。「分子科学研究所等国立大学共同

政府は、分子科学研究所等国立大学共同利用機関の運用にわたって」といふ決議です。本文を見ますと、

機関の運用にあたっては、その設置の趣旨にかんがみ、国立大学教員に加えて、公・私立大学

本山など宗教法人の場合の同意が得られない、
あるいは法定相続人となる家族の同意が得られ

教員等の研究者が一層現状より容易に共同利用
 できるよう特段の配慮を加えるべきである。

い、あるいはまた学校法人化に必要な園地の取
 または借用について地主との交渉が難航して

る、または必要な資金確保が困難である、あるいは現状のままでは幼稚園設置基準に満たない、あるいは法人化等の認可申請のための準備がおくれ、時間的に間に合わないとか、幾つかの理由が挙げられております。

そしてまた、私の方の手元には、地元の幼稚園経営者の方から、たとえこの手紙をよこした人は学校法人化をすでになし終わっているのです。が、「小生の園のように三十年代に学法化しているところの関係者としては放置してもよい筈なのですが」、学法化しない「その園は何十年も地域に根付き、街の一角を成し、数千人の卒園児がいることを思うと、そうはいかないのです。」「何とか三年延長してほしいというようなことがあるわけです。私も気持ちとしては十分にわかりますけれど、しかし五年といういわゆる期限を限つていて、そして果たして三年というのをそのまま延長してよいものかどうかということについては、やはり慎重に考えなければならぬ問題である、少なくともこのままの法案だけで通すことは困難じゃないだろうかという気がしております。

特に憲法八十九条と私学助成の関係について、何らかの整合性を図っていく必要があるだろうと思ひます。そこで、憲法八十九条というのは、御承知のように、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」「こうありますが、これについては当初から、私学助成は憲法違反であるといったようなきわめて厳格な解釈が存在したわけでありませう。特に憲法学界としては、宮澤学説を初めとして大変有力な見解が当初から、現在もですが、そういうようにあるわけですから。

たとえばこの解釈によりますと、「公の支配」とは、国または地方公共団体の支配の意味である。「支配」とはその事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に關与するなど、その事業の根本的な方向に重大な影響をおよぼすことのできる権力を有することをいう。そして「ここにいう「公の支配」に屬する、といふるためには、国または地方公共団体が單なる「勸告」的権限だけでなく、慈善等の事業の根本方向を動かすような権力をもっていることが必要であらう。」「そしてまた、さらに本条後段の解釈として、「公金がある事業に支出し、または、その他の公の財産がある事業の利用に供する場合、国または地方公共団体は、その金の使い道または財産の利用方法について、納税者たる國民に重大な責任を負うのであるから、その責任をはたす必要上、それらの事業に對し、じゅうぶん實質的な監督権を有しなくてはならない。」といたしまして、「私立学校法および社会福祉事業法が、学校法人および社会福祉法人に對して、どこまでも活動の自主性をみとめつつ、これに補助金または貸付金を与えようとしているのは、本條に違反すると見るのほかにない。」「私立学校についていえば、私立学校に對していかなる意味においても、財政的援助をすることを禁止する。」「というふうな趣旨で、大變はつきりとしたいわゆる違憲論というものが有力に展開されてきたということなんです。

この嚴格説に立つ見解としましては、学説だけでなくに、国の見解もそうでした。たとえと法務省見解として、憲法八十九条の解釈についてであります。が、「公の支配」に屬しない事業とは、国・地方公共団体の機關がこれに對して決定的な支配力を持たない事業を意味する。いいかえれば、その構成・人事・内容および財政等について公の機關から具體的に發言・指導または干渉されず、事業者が自らこれを行なうものをいうと解する。(昭二四・二一・一「法務調査意見長官」)というふうに大變厳しい立場をとっております。

これらの見解は、公金の乱費あるいは国による不当な干渉、政教分離原則の違反などの事態を避けることにあつたというふうに書いてあり、またそう言われてきたわけですが、文部大臣はこのような論議があつたことを御存じであつたでしょう。

○小川國務大臣 当時種々の御論議があったという事は伺っております。

○三浦(應)委員 以下、文部大臣にお答えいたしたいのですが、文部大臣にふさわしくないと時にはだいたかかわりの方にお答えいたしたいと思ひます。

さて、この厳格説が実情に合かならうということから、緩和説が述べられてまいりました。その緩和説の原型というのは、憲法制定時における国会の質疑において、当時の金澤國務大臣が当時の日本進歩党の山崎岩男議員に対する答への中に、実は示されております。質問の主旨は、公の支配に属しない教育等の事業に対しては公金その他のものを使つてはならぬとあるが、それでは私立学校に対しては補助金は出ないことになるのかという問いに対しては、金森答弁は、公の支配に属するといふことは、やりつ放しのやり方のままに学校が置かれていれば、それは補助金を出してはならない、しかし國家の定むる法令を基礎として、國家がそれを十分監督とか管理というふうな方法をとつてゐるならば補助金を出してもいいのであるといふふうに答へていたわけですが、しかしこの緩和説によりまして、旧來の私立學校法に基つて學校法人としての幼稚園というふうな明確な枠をはめてきていたわけでは、明確な枠をはめたといふことは、厳格説といふものが有力に存在するといふことを前提にしていたわけだと思ひます。

そういう意味では、今回問題としております非學法幼稚園に対する助成措置といふのは、当初から本當は大變な問題であつたといふふうに思ひます。といふわけで、改めて憲法八十九條との整合性といふものが問われなくてはならないのだといふふうに理解いたします。厳格説では、國または地方公共団体は單なる勸告ではなく實質的な監督權を有しなくてはならないとしておりますし、緩和説においても、金森答弁でも言つておりますように、法令を基礎として國家がそれを十分に監督とかあるいは管理しなくてはならないとあるわけ

でして、單なる勸告すら行われぬ、また法令を守らぬ幼稚園に対して法令を守らしめようという監督、管理もないうちに再延長が図られようとするならば、どちらの説をとるにしても大きな問題ではないのかと思ひますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○小川國務大臣 憲法八十九條についてはいろいろの御論議がある規定と存じますが、一般的には教育の事業と申しますのは、その事柄自体が申すまでもなくよいことであるので、ややもすればそういう美名のもとで私費されるおそれがある、したがつて、公の支配に属するものに限つていかなければならない、こういう趣旨だらうと八十九條を理解しております。幼稚園につきましては、學校法人立の場合はもちろん個人立の場合も含めまして學校教育法、私立學校法及び私立學校振興助成法でいゆる公の支配に属してゐると考へられており、個人立の幼稚園に対する助成が八十九條の規定に違反するものだと考へておりません。

○三浦(應)委員 問題になりますのは、學法化しなければならぬといふのが實際には學法化しない、言うならば學法化を目指すといふ志向園ではなくて当初から學法化しない非志向園というものがある。學法化しようとして得ないのではなく、当初から學法化しないのだと言つてゐる数が、ここに華がつてゐるだけでもかなりの数に上つてゐるわけですが、とするならば、當然それに対して先ほどの厳格説に立つにせよ緩和説に立つにせよ何らかの措置をしなければならぬかつた、それをしないといふことは絶対に公の支配といふものの意味をなしていない、少なくともこれまでではなしてゐなかつたと思ひます。そうした中には非志向園もあれば、当初は志向園、志向してゐたけれども中途からは辞退園といふか辞退してしまつたものもあります。と同時にまた今日三年延長したからといつて志向園の数がふえるといふ根拠はほとんどない。なぜならば、そういうふう

に答へがかなり有力なものとして上がつてきてゐるからであります。そういうふうなものも踏まえて、なおかつ公の支配と言ふ以上は、所轄庁だけではなくて文部省としても深くお考えいたしたい、いまの答弁だけでは説得力がないのじやないかと思ひます。

当初から、たとえば前の法ができたときですが、永井國務大臣がこのように発言してあります。「學校法人化の促進につきましては、法律の趣旨に沿ひ、また設置者の誠意に期待し、適切な処置を講じてその促進を図る所存であります。」と言つてゐるわけで、この言葉の中には學法化の促進については設置者の誠意といふふうなものをまず期待してゐるし、また單なる期待ではなくて國として所轄庁を指導監督しながら何らかの措置を圖らせるという積極的な意思表明があつて辛くも公の支配といふものを、條件を満たそうといふ趣旨があつたと思ひます。それにしてはこの五年間何もしてこなかつたじやないかといふことです。こうした永井発言に対して、文相はどういうふうにお考えでしょうか。

○柳川(覺)政府委員 五年の期間にわたりまして、この法律の立法政策を踏まえまして、文部省といたしましては都道府県に對しまして、學校法人化促進のための認可條件の緩和その他の措置を講じまして強力な進め方をしまつたわけでございます。その結果、それぞれの幼稚園におかれましてそれなりの學校法人化への志向をいたしまして努力を重ねておられるわけでございますが、中途にしてまだ法人化が實現しないといふところが六百園といふような状態であるわけでございます。これに對しまして、このたびの立法措置によりましてさらに若干の猶予を置いてより立法政策の實現を図るということの御趣旨と思ひますので、これからもそういうような指導を強化してまいりたいと思ひます。

○三浦(應)委員 これは細かいことで、教育の理念といふか、大變かかつてもおりますので、文相からもお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小川國務大臣 それぞれの幼稚園、法律の趣旨を踏まえ、また助成の趣旨を踏まえまして努力をいたしておる、かように承知いたしておるわけでありませう。

○三浦(應)委員 實際には、たとえばある大きな市において現時点で學法化しない、半分にも達していない、そういうところがあるし、また少なからぬ数が先ほど言つたように非志向園といふか、しないか答へてあります。いまの文部省の答弁がもし額面どおり受け取れるものならば、少なくとも非志向園なんという言葉が出てくるわけがないじやないか。言うなれば、法といふものは、あくまでも學法化しなければならぬのだといつて、それを一つの條件といふか義務的なものとして押さえて、そうさせることによつて援助しようといふ趣旨でゐるわけです。ところが、明確に非志向園だと言つておるのです。それに対して具體的にどういうふうな働きかけたのか。單に抽象的な答弁だけでは同じ状態が続くといふのです。それでは、三年たつたら全部學法化できるという自信が文部省にはあるのでしょうか。いまの答弁の引き続きとしてお聞かせいただきたいませう。

○柳川(覺)政府委員 昭和五十一年度から補助を受けておりました引き続き五十五年度も補助対象となつてゐる幼稚園で、五十五年度末におきまして學校法人化の措置が行われてゐませんものが六百三十二園ございます。このうち五十六年度中に學校法人化を行うであろうと予測されますものが百數十園になりますので、五百園程度がまだ學校法人化できないといふ状態が残るのではないかと見込まれております。これらにつきましては、私ども、できる限り一層の學校法人化促進を図るということでお対処していきたいと思つておるわけでございます。

○三浦(應)委員 その答へが現実的でないといふのはどうか言つておるのです。學法化を志してゐる何らかの理由で學法化し得ないといふのと、当初から學法化を志向してゐないといふのととは前提条件

が全然違つておるのです。当初から学法化する意思がなければ三年待たつて学法化するわけがないじゃないかと私は言つておるわけですが。しかも、それがかなりの数に及んでいふと言つてゐるのです。そんな統計はとくに文部省はわかつてゐるはずじゃないかといふことなのです。わかつてゐながらそういう答弁が出るということは、答弁自体に誠実さが無い、むしろそういうふうな考えざるを得ないような気がしてゐるのです。そういうふうな答弁を伺つてゐるとますます、このままではこの法案を通すわけにいかないじゃないかといふ気持ちの方が逆にのつてきてゐます。法案を通す方向へ努力したいなと一方では思ひながら、そういうふうな答弁を聞いていると、これはやはりこのままじゃだめだといふふうな気持ちになつてしまふといふことです。

だから、もし御答弁いただくならば、非学法化、学法化しない、そういう気持ちを持つていないところに対して、学法化させるのが、そういう気持ちを持ちなさい、そういう気持ちでなければ助成金は出しませんよといふくらゐのことを言つておかないと、最初から学法化する意思もないのにお金をもらつていて、三年間なり五年間もろつただけ得たといふふうなことをやつてゐたのでは、先ほど言つた憲法八十九条にこれは明らかにひつかかる問題じゃないかといふふうに考へるのです。よろしいでしょうか。

時間がないので、同じ答弁を繰り返しても意味がないから、先に進みます。

今度は、こうした法律があるといふことは、憲法七十三條は内閣の事務として法律を誠実に執行することといふふうに規定してゐるわけですね。あたりまえのことだと思ふのですけれども、文部大臣あるいは文部省は、当然のごとく文教に関する法令は誠実に執行する義務を負つてゐるものといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○小川国務大臣 仰せのいわゆる信義、誠実の原則と申しますものは、あらゆる社会生活において重んじられなければならない原則だ、このように

考へております。

○三浦(隆)委員 とすれば、私立学校振興助成法の附則二条の五項のところ、「学校法人以外の私立の学校の設置者で」途中省略して、「補助金の交付を受けるものは」「五年以内に」「学校法人によつて設置されるように措置しなければならぬ」「いわゆる学法化するようたつてゐるわけではあります。ですから、当然この非学法幼稚園の設置者は学法化すべく措置しなければならぬ責務があるわけですね。

と同時に、法令用語として一般に「ねばならない」といふのと「何々するものとする」といふのは明確に一線を画して違つてゐるわけでありまして、どちらにしても拘束力を持つことは同じであります。強い、弱いといふ意味では使い分け上違ひます。これは前回の西岡先生の答弁のときにも出てきたわけですね。ですから、「措置しなければならぬ」とあるのは「措置するものとする」というふうに二転、三転して變つてきたことは、やはり憲法八十九条の「公の支配」といふものを恐らく意識されていて、憲法との整合性といふことから言わざるを得ない、その法規は書かざるを得なかつたのだらうといふふうに思ふのです。本當ならば学法化してから、公の支配といふものに對していわゆる規定に合つてから金は渡すべきなんだけれども、それではいまの間に合わないから、学法化を五年以内にはするのだ、させるのだといふ前提で前渡しの性格を持つてやつてきたのだらう、こう思ふのです。

ですから、この法令用語の理解としては、「ねばならない」とあるのは「ものとする」というもの、ともに拘束の意味を持つ、だけれども、後者の方が若干弱いといふふうな形で、これは物の解説本には載つてゐるところであります。ということで、強い調子で「ねばならない」といふふうに言つてゐるということですね、そのことを設置者はもとより所轄省、文部省もそういうふうに理

解してやつていただかなければ困るんだというふうに思ふのですが、文部大臣としてこの「措置しなければならぬ」といふことの言葉の持つ重さの意味といふものについての御答弁をお願いしたいと思ひます。

○柳川(寛)政府委員 先生いま御指摘のとおり、この規定の趣旨は、学校法人化のための助成を受けた幼稚園の単なる努力義務を規定したものでございまして、実際に学校法人化しなければならぬ旨の義務を課したものと私どもも理解しておるところでございます。

○三浦(隆)委員 とすれば、先ほど来、同じことをまた繰り返すのですけれども、「措置しなければならぬ」とあつて、措置するところか、学法化を志向しないといふ存在が出てくること自体大変おかしいこととお考へになります。

○柳川(寛)政府委員 各都道府県におきまして、この個人立幼稚園に對します助成措置を行うに當たりましては、学校法人化を志向しておる幼稚園に對して助成がなされておるといふように承知しております。

○三浦(隆)委員 いまも言葉があつたが、法と道徳とは明確に違ふ点、似ている点もあるけれども違ふ点がある。少なくともこの規定のように何々しなければならぬといふいわゆる拘束的な言葉を持つた場合には、それなりの法における実力といふか、いわゆる実効性といふものが当然出てこなければならぬのでして、これは厳しく言えば刑法のようなものといひましようか、そうしたものに違反した場合にはそれぞれの何らかの処罰といふか、何らかの実力行使といふものも伴つてくるわけですね。

この場合には刑法ではないけれども、しかしそうした拘束力があるにもかかわらず、そうした拘束力を無視したといふのは言い過ぎかも知れぬけれども、最初から、てんから頭に浮かべてゐないで、たとえば五年間何もしなくても一応もらつてきた、今度も三年間何もしなくても同じようにもらえるのだらうといったのでは、それこそ法ではな

いし、道徳で理解してもおかしい。しなければならぬのにしなかつた。約束なら約束を守らなかつた。当然そういう守るといふ前提があつてもらなければならぬ。

ですから、ある人がこの私学の助成といふのと結婚するときの結納金の授受と對照して何か書いたのがありました。それをちょっと私なりに補足すると、こういう分類があるいはできるのじゃないか。いわゆるこれまでの幼稚園と補助金との関係についてなんですが、一つは学校教育法の百二條園で当初から行くので、いわゆる学法化しないのだ、百二條園でも当初から行くから学法化しない、だから補助金は要らない。言うなら結婚しないから結納金は要らないといふことだと思ひます。次は、この附則二条の五項に言うように、五年以内に学法化しなければならぬ、だけれどもいろいろな条件を考へて、とてもうちはできそうもない、いわゆる学法化する自信がない、むづかしい、だから補助金は要らない、受け取らない。これは結婚したくてもできないからやはり結納金はもらえないと言つてゐるようなことだと思ひます。三番目には、この附則二条の五項に基づいて学法化するつもりであつたのだけれども、どうしても達成し得なかつた。言うなら、これは結婚するつもりであつたから結納金はもらつた、受け取つた、ただ何らかの理由で結婚はしなかつたといふことでしょうか。第四番目には、この期限立法といふか、これが五年で本當に切れるものか、延びるものかを判断いたしまして、どうしてもこれが本當に延びない、学法化しなければならぬといふならばその時点で学法化に踏み切る。そうしたのはいわゆる補助金はやはりもらうわけ、これは結納金的なものももらつただけ得だから、もらへるものなら一度ならず二度までももらいたい、こんな考へだと思ひます。それから同じく附則二条の五項で学法化する意思はない、返還も言われないからもらつただけ得だといふ考へ方、これは一番無責任で、結婚する意思もないのに結納金だけもらつてしまふ、結納金は返さな

い。本来なら結婚を前提にする結納金の場合には、結婚しなければ返さなければならぬ、場合によつては慰謝料ともどもに返さなければならぬ、だけれどももたらしただけ得たから返さないう、こういうのもあるかもしれない。それから、学法化が困難であると思つたので補助金はもらわなかつた、だけれども何とか努力して学法化した、むしろきわめて良心的というか、法に忠実に従つたグループであります。

言うならば、この法規の対応については大変に善意で対処する幼稚園と、善意とは言えない、むしろ悪意と言つてはなんであるかもしれないけれども、当初から学法化する意思がない、それだけれどもあえて学法化するかのうに思つて金だけもらつたというのでは大變な隔たりがあるわけでありませう。ただし内心に關することはわからないう、少なくとも法と道徳の關係、道徳であるならば、外面的な行為にあらわれなくても、自分の考へたことが恥ずかしい、良心の苛責に責められるといふのはあるのですが、法の場合はそこまでは言つておりません。法の場合は外に出る行為を問題にしたいわけでありませう。

だから、そう考へてみますと、この民法一条二項の信義、誠実の原則というふうなもの、文相からもお答えがありましたけれども、これは信義と言ひ、誠実と呼ばれるものは、きわめて倫理的色彩の濃い考え方だ。そして何が信義であり誠実であるかといふことは、時と場所に応じてあるいは社会的、經驗的に決めるはかばかしい。しかしそれが道徳ではなくて、法律の世界のことである限りは、権利者や義務者の主観的な心理状態、意識内容に對する要求ではなくして、外部にあらわれる人間行動に對する要求であることは言うまでもない。ですから、この学法化するかしないかといふふうなことが外部にわかるようにしてくれなくてはならない。また、設置者が、私は学法化しますよといふことが、文書でも結構です、何らかの方法によつてわかるようにしておかなければならぬ、あるいは文部省は第三者に説得力を持たせる

ためにはそういうふうな指導して外部にわかるように文書化させなければならぬ。そうでないと、学法化する意思があるかないかだけの論議では第三者はわからないのだといふことなんです。

そういうふうな考へていただいて、この信義誠実の原則は法解釈の基本にあるものだと思うので、明らかに先ほどの行政府としての法律は誠実に守らなければならぬといふ、この誠実という概念も民法の信義則の概念もこうしたものは必要なのだろうと思ひます。ですから、今回もまた同じように非学法化のままで、本来する意思がないのに、もらい得たといふふうな人たちが出てしまつては、本當にまじめにやつてきた人との間に不公平感が出てきてどうにもならない。それだけであつて、法の实效性という問題で大變に問題になつてしまふのじゃないか。言うなら、確實に守らなければならぬ法と、守つても守らなくても構わないものを使い分けになつてしまつたのでは大變困つた現象になると思ひます。

さてそこで、今度は私学振興助成法についての問題なんです。旧来学法化し得ないという理由は一番最初に述べたわけですが、この条件は、今後同じような条件が続くものも少なくないはずですね。解決し得ない、そうした場合に、三年延長しても結論的には同じになるのじゃないかと思ひますが、これは文部省からでも結構です。

○柳川(豊)政府委員 当初立法化されました期限が五年以内という限定をされました。その間に種々の条件で遺憾ながら学校法人化が進まないところにつきましては、いま先生種々御示唆を賜りました、三年延長の間に学校法人化へのあらゆる条件を学校側が、また行政側も十分実態を踏まへて対策を講じて、より実効あらしめるといふことが今回の再延長の趣旨に行政としてこたへる責任であらうといふふうに感じております。

○三浦(隆)委員 その答弁はいいのですが、再三言うように、現実に果たしてその答弁が即応し得るものかどうか。たとえば前回の文教委員会の質

問にもあつたのですけれども、幼児の側に立つて考えれば経費補助はいいことだつたのだから、仮に五年の期限が来たからといつて補助金は返す必要がないのだといふふうなことを、法の期限が切れてから言つたのではなくて、期限が切れる前にすでにそういうふうな情報の流れが切れてしまつてゐる。それじゃ、当初学法化をしようとしたければならぬと思つた人も、もらつても大丈夫だといふことで学法化をやめてしまつたといふ人が出たかもしれないし、現在非志向園が出てきた背景も私はそこにあつたと思ひます。少なくともいまの答弁で、積極的に文部省が所轄庁のしりをたたきながら、所轄庁がそれぞれ個々の幼稚園に對して学法化しなさい、しなさいと言ふのは全くうらはらであつて、法の期限がまだ切れないうちから返す必要はありませんよと言つたのでは、全く答弁が食い違つてしまふのじゃないかと思ひます。いかがでしょう。

○柳川(豊)政府委員 旧来補助を受けまして学校法人化に最大の努力をされた幼稚園の中には、具体的に学校法人化が不可能であるという状況判断のもとに自後の助成金を辞退された幼稚園もございませう。都道府県で助成するに当たりまして、幼稚園側から学校法人化をいつの時点までに進めるといふことを文書で提出させておるところもございませう。また、その辺は口頭での確認で行つておるといふように多様でございますが、今後監督庁の取り組みにつきまして、この面の実態を十分把握いたしましたして、より法人化への促進が図られる方向で指導してまいりたいと思ひております。

○三浦(隆)委員 仮に延長したとして、三年たつた後再延長はしないといふふうな御答弁があつたと思ひますが、もう一度御確認をいただきたいと思ひます。

○西岡議員 お答えいたします。そのとおりでございます。

○三浦(隆)委員 としますと、現時点において学法化しないで残つてゐる幼稚園があると同じように、三年たつても同じくそういうケースがたぐさ

に残るかもしれないわけですね。いま困つてゐるのだというなら、三年後だつてやつぱりその幼稚園は困つてゐるかもしれない。同じ条件だつてと思ふのですよ。ちやうどいまにも弱つてゐる人に注射を打つて、これを打てば一日もつかもしらぬ、二日もつかもしらぬと言つても、薬が切れちやつたら同じことになつてしまふといふのは、それだけでは余り意味がないのじゃないか。基本的にもつと違ふ何かの考えを示さなければいけないのじゃないかといふふうに思ひます。

もう一つには、仮に学法化を志向してゐる幼稚園の中も、ある都市によつては全園が志向すると答へてゐるところもあるのですが、その明細を見ると、設置基準をもつと甘くしてくれ、あるいはもつと補助金をふやしてくれといふ条件といふか、大變甘い期待があると思ひます。学法化を志す人の中でもこんな気持ちがあるわけ、経営者の側に立つてみれば全くそうかもしれないのですけれども、これはそう簡単にいいとはいへないわけですね。学校教育で幼稚園設置基準を認めたりあるいは小学校、中学、高校、大学が設置基準を認めているのは、むしろそれは最低の基準として、それ以上よりよい教育環境条件をつくつていくべきだ、幼児教育のために幼児の側に立つのであつて、経営者の側に立つのじゃない。経営者としては設置基準を上回るようないい施設をつくればつくるほどお金がかかつていくのであつて、経営者にとつてはつらいことなんです。だけれども、設置基準としては最低を示したものでから上げるように持つていくことが幼児教育本来の姿なのであつて、下げることは決して好ましいことではないと思ひます。これは助成の問題を外れて幼児教育全般、基本的な問題だろう、このように思ふのです。ところが、現在ですら幼稚園設置基準になかなか合わないといふか、だんだん緩和の傾向にあるわけですね。大變に私は問題だといふふうに思つております。

幼稚園の問題については、ここの本題ではありませんけれども、仮に義務教育の年齢を引き下げ

たうであるかとか、あるはまた、公立幼稚園がもつとふえたらどうかという問題も出てきますね。これは必ずしも経営者側にとつてはいい考へではないのしょうけれども、幼児の教育という点では、いいか悪いかの論議はまた別にしまして、そういう考え方もあると思ひます。ですから、こうした補助金助成というものはあくまでも教育の公的な性格、性質というものを中心にお考へいただきたい。単に幼稚園が貧しいか貧しくないか、そんなことの見地ではなくて、幼児教育にとつての幼稚園の存在意義、いかにあるべきか、そういう観点からやうていただきたい。ですから、先ほど来の文部省の御答弁にもありましたけれども、本当にそれだけの言葉でなくやうていただきたい。

それからもう一つ、では五年と期限を区切った理由はどこにあったでしょう。五年という期限立法にしたい意味、どなたでも結構です。

○西岡議員 お答えいたします。

当時、幼稚園の果たしている役割りというものを考へたときに、できることならばすべての幼稚園が学校法人化されることが望ましい、そういう状況の中でいかに誘導的な政策としても、かつまた当時の幼稚園経営の状況というものを考へたときに、政策的にも、この際、個人立、宗教法人立に對する財政的な援助を行うことによつて幼稚園に對する学校法人化を促進するということが幼稚園に對する教育行政として適切であらう。一方、三浦委員も御承知のとおり、国の施策が行われる以前の段階で、都道府県において個人立幼稚園に對する財政援助がすでに行われているという事実が、これは数としてはそれほど多くございませぬけれども、発生しつつあるわけでございます。

そうした状況の中で、少なくとも無期限にそういう援助を行うということは、先ほどから三浦委員御指摘の、憲法八十九条の厳格な解釈の面から申しまして、また私立学校法等の精神から申しまして、これは望ましくないだらう。五年間と

いうのは、具体的に五年でなければならぬという理論的な根拠は、率直に申し上げて、当時あったわけではありませぬが、五年間の年限があれば、設置基準の若干の緩和等を並行して行うことによつて学校法人化を促進することができ、また、幼稚園の経営に對する財政的な援助を行うことによつて子供たちの教育環境というものを整えていくという二つの面から、五年間の年限というものが、期限を切るとすれば適当な年限ではないか、このように當時考へたわけでございます。

○三浦(監)委員 一般に期限立法というのは大変珍しいケースでありまして、反対者が大変強い、でも何とか通したいというふうな、ですから、よく治安立法の形式のときに期限立法という形で出やすいわけですね。永久法で出すと治安立法は反対である、だけれども、期限を切つて、いまのいわゆる混乱の一時期を乗り切るための本當の過渡期的なものだからいいじゃないかというふうにつくつておいて、実はそれを永久法化する。よくあつたことなすね。

この法律の場合はそうではありませぬけれども、期限立法となつた理由は、やはり憲法八十九条にあつたと私は思ひます。先ほどのように、大変有力な学説として厳格説に立つ者が現実にあつたわけですね。そして、それらの人もある程度説得する論拠が欲しかった。だから、本當ならば完全に公の支配に服し得るような教育、いわゆる正規の学校法人の幼稚園というものに限りたかつたのだけれども、それだけではどうしても実情に合わないのて困るということから、必ずしも言つてもいいくらい五年以内に措置するから、措置するものとするではなく、措置しなければならぬというふうな言い切つて、これは絶対学法化させるのだからいいじゃないかというふうなことで、五年以内に努力するから、それが当初法案の通つた大きな理由であつたのではないかと。私は当時おんな気がするわけでありまして、とするならば、先ほど来言うように、それほどの努力をしたとはとても

思えない。思えないから、現在も同じようなことを論議せざるを得ない。

ですから、仮に、学法化する意思があるのだ、あるいは過去に、この五年間にあつたのだ、だけれども、これこれしかできなかったのだ、だけれども、これも仕方がないと言へば仕方がないですが、やはりそれを言葉の上で文書の形にして、たとえば報告書とか経過説明書でも結構ですが、この法案が通つたらわが國は学法化を志したのだけれども、これこれしかの理由によりましてどうしても学法化することができませんで、したと、期限立法ですから、いわゆる一つの区切りでありますので、一応その文書を出していただく。それから、将来に向かって、改めて三年延長になつたことを契機として、わが國は学法化を志します、だから補助金はもらいたい、ついでには、学法化し得なかつた理由は、前はこれこれしかじかだつたけれども、これこれこういうふうな筋道を通じて、乗り切つて学法化していくつもりです、というふうな何か文書化ですね。そうすると、その人の気持ち、心の中であつたのと云々ではなくて、皆さんにもわかるわけですね。その時点になつてあるいはできないかもしれませぬ。しかし、その時点で本當にするつもりであつたのがどうしてもできなかったのだというのが皆さんにわかれば、それはまたそれで一つの理由になるだらう。

ただ、私が再三言うように、最初から学法化する意思がないと仮に考へた場合、そこに助成をすることは法に合わない、法規定に明らかに違反してしまふ。法規定に違反するだけではない、憲法上も許し得ない。特に、この行革の厳しい流れの中においての補助金でありますから、これは國の責務としてこの補助金の流れというものを十分検討しなければならぬものだと思ひます。

そういう意味では、一応の期限が来ましたが、そしてこれまでの五年間の経過説明書とか報告書、そうしたものを補助金を受け取つた人は出していただきたい。これは公金ですからね。特に公

金というものは、どのように使つてきたかという経過は出して決しておかしくない。私的な財産のことについては触れませぬから。公金を受け取つた以上は、その公金を受け取つたことの経過説明というか、そうしたものを一応お出しいただきたい。

それから、今後、改めてまた三年間延びたとして、補助金を受け取れるならば、私たちは非学法化ではない、学法化幼稚園ですとつきり言つていただきたい。あるいはまた、学法化しないのなら、むしろ良心的に最初から受け取らない、そういうふうな踏み切れないものかどうか、御答弁をいただきたい。

○西岡議員 これは文部省の行政の立場からお答へをすべき事柄と思ひますが、提案者といつして、若干これまでの経緯も踏まえてお話を申し上げたいと思ひます。

先ほど来、三浦委員から数々の御指摘がございました。一々ごもつともの御指摘でございます。して、この延長をお願いするもとの五年間の期限立法を提案いたしました立場から、これまでの五年間の努力が足りなかつたという点について反省をいたしているわけでございます。

ただ、幾つかの点で御理解をいただきたいと思ひます。それは、昭和五十三年に個人立、宗教法人立等から学校法人化をいたしました園の数が百四十三ございまして、五十四年に百六十三、五十五年に百九十二園が法人化をしてきているわけでございます。そういう意味ではかなりの努力が三浦委員御指摘のとおりだんだん五年が迫つてくる中で、もらい得たというふうな形で理解をされていただければ、そういう学法化が行われる数が増えてきているということにはならなかつたのではないかと、それなりの努力が一方においてはなされてきたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、私学振興助成法の中で、特に、五年以内に法人化を措置しなければならぬという規定を設けましたのと並行いたしました

人化のための努力を払っていないという状態が認

しょうか。

全化について、どのように健全化されたと思われる

果の問題について。第二点、所轄庁は法令の規定

に基づいて、附則の二条五項の規定に基づいて学
法化への措置を促すべく、これまでどのような形
式、熱意、誠意を持って行ってきたか。先ほど
質問したことでありましたが、それについて。第三
点、附則二条五項の規定により学法化しなかった
幼稚園は、この限りにおいては明らかに法令の規
定に違反していることになるのではなかったか。
第四点、もしそうとするならば、地教育法五十二
条の一項により文相は所轄庁に対し必要な措置要
求をなすべきではなかったのか。そのほかにも、
文官は省略いたしますが、同法の四十八条一項の
文部省の所轄庁に対する指導、助言、援助の規
定、あるいは五十三条の調査の規定、五十四条の
資料及び報告の規定などの問題点、それから地方
自治法百四十六条の問題点など、これまで何をさ
れていったのかという点についてお尋ねをしたい。
それから、次に十三条関係について。

第一点、弁明の機会供与という点について、そ
の弁明の機会というものはどのような方法をとられ
たのか。第二点、弁明の機会供与について、弁明
の件数は何件ぐらいか。こちらが出向いたのか相
手を呼んだのか、立ち会った人数はどのくらいな
のか、その方法論について。第三点、「私立学校
審議会の意見を聴かなければならない」とあるわ
けですが、私学審に意見を聞いたことがあるのか
ないのか。第四点、私学審はこのために会合を開
いたとすれば、一件当たり何回ぐらい会合を開い
てきたのか。

それから四番目の質問として、今度は一条、十
二条、十三条とは関係なく一般的にしまして、附
則二条五項は学法化への義務を課しての助成措置
であると思うけれども、改めてこれについての御
意見を伺いたい。そしてこの機関を行政行為の無
効及び取り消し原因としての問題と触れてお答え
いただきたい。

五番目。とすれば、学法化しなかった設置者は
先ほどの民法一条の信義則違反にも該当するおそ
れがあるしなかったかどうか。
六番目。今回の改正も当然設置者が学法化へ努

力するものとしての前提に立つての延長措置と思
うので、真に努力する意思があるかないかを明ら
かにしていただくべく、先ほど質問しましたよう
に文書をもって努力への決意をさせてほしい。御
答弁のとおりひとつお願いしたいと思いま
す。

七番目。正直にこれまで学法化したもの、ある
いは学法化をできないからと助成金補助を受けな
かったもの、そういう幼稚園の間の不公平さが現
実にありますので、具体的にこれをどのように考
え、どのように対処されようとするのかという点
についてお尋ねします。

なお、わが党案というのがありますが、時間で
ありますので、これは次回に譲りたいと思いま
す。

以上をもつて質問を終わらせていただきます。

○青木委員長 栗田翠君。

○栗田委員 初めに、提案者に伺います。

今度の法改正で三年延長の、この三年という期
間の根拠は何ですか。

○西岡議員 お答えいたします。

率直に申し上げまして、三年というものの理論
的な根拠はございません。さきの法律が五年間の
期限を定めておりまして、それがなお、まだその
目的を達成していないというふうに判断をいたし
まして、その再延長をお願いする以上、五年とい
う年限を切っておりましたので、今回これを三年
程度の間に学校法人化を目指していただくという
こと、また、前回の委員会でも御答弁申し上げま
したように、人口動態の変化等の中で幼児教育につ
いての行政のあり方というものを十分検討をしな
ければいけない時期にきている、そのための検討
の期間として三年の時間がかかるのではないかと、
そういう考え方で御提案を申し上げているわけで
ございます。

○栗田委員 助成の期間を延ばしていわゆる学校
法人化するための猶予期間を延ばすという考え方
に立ちますと、六十年で切るといふことは、園に
よって三年延びるところ、二年のところ、一年の

ところ、中には全く延びないところ、五年間で六
十年に達してしまふところ、いろいろ出てくるわ
けです。ですから、園の側の立場に立った猶予期
間としますと、非常にアンバランスで不公平とで
もいいますか、あと三年の猶予があるところ、全
然猶予のないところが出てくるわけです。その辺
をどう考えになるのか。

そしてもう一つは、この間から大変気になって
いるのですが、学校法人化を進めていくために、
それぞれの幼稚園の立場に立つて延長していると
いうことに重きがあるのか、幼児教育のあり方を
見直すことに重きがあるのかという問題ですね。
この猶予期間がばらばらだということを見て、ど
ちらに重きがあるのかということが気になるので
すが、そこらについてお答えをいただきたいと思
います。

○西岡議員 お答えいたします。

後段の御質問でございますが、これは、この三
年間の延長をしていただきました場合に、三年間
の間に幼児教育についての行政のあり方全般につ
いての検討をいたしたいということが今回御提案
申し上げました一つの背景として存在をしている
ということでございます。今回御提案を申し上げ
ております三年延長の法改正そのものは、あく
までも学校法人化を前提とした個人立、宗教法人
立に対する都道府県の補助事業に対する国の助成
措置を行うということが目的でございます。

なお、前段の御質問につきましては、今回の改
正によりましてこれから助成を受けるという場合
に、若干のばらつきが出てくるということは御指
摘のとおりでございます。

○柳川(豊)政府委員 御提案されております法案
によりまして、学校法人化の期限を昭和六十年三
月三十一日まで延長しようとするものでございま
すので、したがって、先生御指摘のとおり、
補助金を、交付を受けましてから八年あるいは七
年、六年というような期間にばらつきが出ます
が、いずれも現在の改正によりまして、今後三年
後の六十年三月三十一日までということ、今回

のこの時点からとりますと、三年の猶予期間を同
じにいたしましたということで、その間に法人化への
促進を期待するという御趣旨によるものと解して
おります。

○栗田委員 園によって助成を受け始めた年度が
違いますからね。ですから、八年間かかって法人
化が保障されるのと五年のところ、六年のと
ころというふうにあるわけで、非常にアンバラ
ンスではないか、猶予期間としては不公平ではない
かというのを申し上げたのです。これを伺った
のも、一つは一体幼稚園が法人化していく立場に
立つて援助していくということよりも、幼児教育
のあり方を見直すとかおっしゃったことに重きが
あるのだとすると、これは大変だという感じをは
つきり持っているわけです。助成が打ち切られる
ことによつて父母負担が急激にふえるから助成を
続けてほしいとか、営々として努力をしたけれど
もまだ学校法人化できないために何とか続けてほ
しいという幼稚園関係者の声というのは尊重した
いと思っております。思っておりますけれども、
一方で、その三年延長の中に私たちが賛成できな
いような幼児教育の見直しなどが計画されている
のだとしますとこれは大変だ、はつきり申し上げ
てこういふ二つの思いがあるわけですね。

それで、この間からあり方の方の見直しというこ
とをしきりにおっしゃるのですけれども、簡単に
その内容をおっしゃってはいましたけれども、た
えば父母負担のあり方とか、それから運営のあり
方だとか、それからいろいろおっしゃってしまし
たね。だけれども、もうちょっと、一歩進んで何
か提案者として具体的なビジョンを持っていらっ
しゃるのですか。

○西岡議員 結論から申し上げますと、目標とす
る着地点というものをあらかじめ定めてこれから
取り組もうとしているわけではございません。し
かし、前回の各党の御質問に対してお答えを申し
上げましたので尽きているわけではございますけれ
ども、重複することをお許しただきましてお答
えをいたしますが、厚生省の人口問題研究所等の

これまでの人口動態の推定というものがかなり予測を上回る勢いで人口の動態が変化をしてきている、そういう状況に対して幼稚園のみならず保育所も含めて就学前児童の児童数の激減という状態にさらされている、そうした中で一方における幼稚園と保育所とのそれぞれの発生の沿革というものはあるわけでございますけれども、御承知のとおり幼稚園に対する保育所としての要請、あるいは保育所に対して幼稚園の役割を求めるといような傾向が出てきている中で、これは世界的な傾向でもあるようにございますけれども、どういう行政のあり方が望ましいのか、父兄負担のあり方という問題も家計負担のあり方という問題も含めて、この際根本的にやはり考えなければいけない時期にきているのではないかといいことを申し上げたわけでございまして、繰り返しになりますけれども、あらかじめこういう方向に持っていきたいという考え方をいまこの時点で持っているわけではございません。

○栗田委員 文部省に伺います。
自民党はしきりに幼児教育のあり方ということをおっしゃるのですけれども、当然これは文部省としては、やはり、どう考えていられしやるのかということでのビジョンですか、そういうものをお持ちなのではないかと思うのです。特に気になりますのは、先日、十九日月曜日、NHKのニュースで、文部省が六・三・三・四制の見直しや、それから四・五歳児の義務化について検討を始めたという報道がございまして、あの法案と関係があるのだからかと私などは大変注目をしたわけでございますけれども、特に何か新しい取り組みなどはしていらっしゃるのですか。

○三角政府委員 文部省は、御承知のように、昭和四十六年に幼稚園教育振興計画というものを策定いたしました、五十七年度当初までに入園を希望するすべての四歳児と五歳児が幼稚園に就園できるようにする、こういうことを目標にいたしまして、幼稚園の計画の整備を進めてまいりましたのでございます。

その結果といたしまして、五十六年五月現在の調査では、就園率は五歳児が約六五%、四歳児が約五〇%、三歳児が約一〇%、こういう結果でございます。

五歳児につきましては、幼稚園がなかったり少なかったりする地域で保育所へ行っている幼児のことを考えますと、かなり当初の目標に近い線まで行つたと存じますが、なお四歳児の問題が残っている次第でございます。

したがって、昨年度でこの幼稚園振興計画がその期間を一応終了いたしましたけれども、私どもは、さらにこの当初の計画の目標に近づけるように、幼稚園の普及充実に努めていこう、こういうふうに思っております。

そのためには、やはり今後とも、幼稚園未設置市町村や幼稚園の不足する地域を中心として整備を促進していく、それから、これまでやってきたような、保護者の経済的負担の軽減、これを努力していかねばならないと思っておりますが、今回のこの法律の御提案がございましたので、そのあり方については、与えられました三年の期間をフルに活用して検討をしなければならぬ、こういうふうな思っております。

一方、教育内容、方法の面につきましては、子供を取り巻く環境の変化あるいは幼児教育の普及に対応して、一層の改善充実を図るべく、これにつきましても取り組んでまいるところでございます。

ただいま御指摘の義務化の問題につきましては、これはそのように報道されたようでございまして、私も、私どもとしては、まだそこまで具体的な課題として取り組んでいるということではございません。

○栗田委員 引き続き文部省に伺いますが、昨年中教審の諮問の中で、就学前教育についても諮問をしていられしやるわけでございますけれども、これは具体的にどんな諮問をなさつたのか、そしてまた、小委員会として教育内容の小委員会がありまして、その中で就学前教育についても答申

がされるように段取りが進んでいるものでしょうか、それともそうではないのでしょうか、その点を伺いたいと思ひます。

○三角政府委員 今回の中央教育審議会に對しましては、時代の變化に對應する初等中等教育の教育内容などの基本的なあり方について審議をお願いしております。そしてその際には、関連して就学前の幼児の教育のあり方、これについても検討していただく、こういうことになっておりますが、中央教育審議会では、このために教育内容等小委員会というのを設けて審議を始めていただき、いま進めていただいておりますのでございますが、この就学前の幼児教育のあり方について検討するにあたりまして、特にそのための小委員会を設けるかどうか、これは審議会が考えることになることとございまして、私どもの理解としては、そのような御予定はないように考えております。

○栗田委員 提案者に伺いますが、幼稚園関係者の中の一部分に、個人立幼稚園が直ちに学校法人化しなくても、いままで公教育に果たした役割りを評価して、当分は助成せよという意見もありませんか。これについて、どういうお考えを持っておりますか。

○西岡議員 お答えいたします。
今回御提案を申し上げております私立学校振興助成法の改正の法の趣旨からは、それに沿つた御意見とは思ひませんけれども、一つのお考え方である、このように考えております。

○栗田委員 それでは、いままで五年間で学校法人化がなかなか進まなかつたということで、すでにいままでもいろいろ論議されております。そして、前回の委員会でしたか、西岡さんが、行政が五年間にちゃんとした手だてをとらなかつたからいけないのだというようなことをおっしゃつておりましたけれども、促進のために一体どんな手だてが必要だと考えていらつしやいますか。

○西岡議員 お答えいたします。
ただいまの御指摘は大変むずかしい問題でございまして、一言でお答えすることは至難のことでは

ございますが、かねてから幼保の行政の一元化というような問題等も、根本的な問題としては提起をされているわけでございます。また、先ほどから申上げておられますように、人口動態の變化という中で、幼児教育についての行政のあり方というものを行政が示してこなかつた、少なくともこの五年間にこれから先の幼児教育についての行政の方向づけというものを検討して、少なくとも指針を示すべきではなかつたでしょうか、そういう点で、率直に申し上げて取り組みがなされているのではないだろうか。また、先ほど御指摘がございました、たとえば義務教育についての年齢を満五歳からすべきであるというふうな意見、これは先ほど初等中等局長からそういう考えはないという御答弁があつたわけでございまして、けれども、昭和四十六年の中教審の答申の中にそういう方向が盛り込まれたことによつて、幼稚園経営の関係者の皆さん方に義務教育の年齢が引き上げられるという可能性があるのではないかと、このことが学法人化というものをよくらせてきた一つの要因としてあつたのではないだろうか。そういうことについて、どちらの方向をとるにいたしましたか、やはり行政がきつとした方向というものを示すべきではなかつたか、そういう意味で申し上げておられるわけでございまして。

○栗田委員 そうですか。これが直接学校法人化促進の障害になつていたのかどうかということでは、ちよつといまのお答えで私は疑問を感じますけれども、私の方から具体的に幾つかの学校法人化促進のための提案をしたいと思ひます。

一つは、やはり基準のさらに一部緩和をすることができないだろうかという提案でございます。いま団地自治会などでつくつていられる幼稚園がかなりあります。特に人口急増地で団地がたぐさなきたところ、東京都でいいますと三多摩のようなところですが、こういうところにかかなり大きな、しかも歴史のある幼稚園もできてきている

のですけれども、住宅公団に土地を借りていますが、ために学校法人にないというところで、そのまま幼稚園とも名にやっていると、ところがあるあります。国が出した学法的認可基準等についてというものをみると、たとえ全部が借地であつても、国または地方公共団体からの借用地であり、所有権を移転することが困難であるけれども安定性があるという場合、こういう場合には例外としてよいことがあるわけですが、こういう団地自治会が経営している幼稚園のようなもので、住宅公団などの土地を借りていて、しかし安定性があり、設置基準にも合っているようなところは、学校法人として認可もよいのではないだろうかと思うのですが、その辺は文部省としてどうお考えになりますか。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のとおり、学校法人化の促進が大変困難というところのまず第一の点は、学校法人は、その必要な校地、校舎を自己所有しなければならぬという原則がございますので、それにつきましてもなかなかこの面の自己所有あるいは個人の所有をキープするということの困難性があるわけですが、いま御指摘のとおり、五十二年十二月に認可基準を緩和いたしました経過を出しました。御指摘のように、国や地方公共団体に借りる場合、あるいは宗教法人の土地であつて所有権の移転が事実上できない、安定した状態にある、あるいは旧設置者から借用しておりまして、この所有権を幼稚園側が取得することがきわめて困難な事由があるというような場合においては、緩和措置を講じまして円滑な学校法人化を図るというようにしたわけでございます。

御指摘の住宅公団の場合につきましては、これらの緩和措置の趣旨から見まして、一部の県におきましては、この面の緩和措置の一環として取り組んであるというように聞いておりますが、具体的な事情につきましてはよく調べまして、都道府県の見解もお聞きした上で、同通達の弾力的な運用の一環として扱えるのではないかとこの観点から検討してまいりたいと思っております。

○栗田委員 次に、幼児の減少によつて経営が不安定になっているということが学校法人化に大変障害になっている。経営安定のための施策をどう講じていったらよいのかという問題が大きな問題としてあるわけですが、たとえば地方自治体で学級単位に助成しようという立場で検討しているところが出てきていて、たとえば三十人で学級をつくつても、学級単位に助成しようというところから立てておきまして、神奈川県などは検討が進んでいるというふう聞いております。こういう自治体の努力というのは評価すべきだと思いますが、国としてどうお考えになるか。

○柳川(寛)政府委員 各都道府県におかれましては、幼稚園教育のより充実という観点に立ちまして、それぞれ補助金の取り組みをしておるわけでございます。先生御指摘のとおり、学級数を配分上の要素としている県もございまして、神奈川県などでは教員数の算出に当たりまして、教員数は学級数と園長分というところで算出をしております。また、幼児の数を基本配分の基礎にすることとは当然でございますが、そのような形で私立幼稚園の永続性、あるいは安定性に資するという取り組みをしておるわけでございます。また県によりましては、教員実数そのものを補助の基礎数字にするという扱いで、実際に教育の維持向上を図っていくという取り組みをそれぞれ工夫されておるわけでございます。各県におきましてこの面の適切な配分方法がそれなりに進んでおるといふことは喜ばしいことでございます。また、何と申しまして幼稚園教育の充実安定を図るためにはこの経費助成の持つ意味は大変大きいと思つてございまして、各幼稚園が本来の姿と申しますか、学校法人によつて設置されるという原則に立ちまして、その原則の学校法人化を実現いたしまして、今後とも経費助成が十分行き渡りまして幼稚園教育のより一層の安定と経営の健全化が図られるということが一番期待されることであらうと思つております。このたびの法改正の、しば

らく猶予期間を置いてよりこの面の実効を期するということの御趣旨もそこにあると思う次第でございます。

○栗田委員 いま全国的に各県の様子を聞いてみますと、県が認可する学校法人の学級数なんです、四学級くらいにならないとなかなか認可しないところが多いですね。一学級はおろか二学級でもだめである、安定性という立場に立つて四学級くらいにならないと認可をしないところが多いのですが、法的には一学級でも設置基準には合っているわけですね。そうしますと、地方自治の考え方から言つて県にあればこれ言えませんが、四学級まで整えなければ学校法人にないというところ、これは非常に小さな園にとつては負担になっているように私は見受けました。この辺の問題について実態をどう見ていらっしゃるかどうか、それからどうお考えになるかということですね。簡潔で結構ですが、お願いします。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のとおり、認可に当たりましては一般的には二学級以上とするところが多いようでございますが、四学級以上とする県もあるようでございます。私も文部省といつたしましては、この面につきましても必ずしも統一的な指導はいたしておりませんが、各県の地域の実態に即した対応にゆだねておるわけでございます。

なお、御指摘の学校法人化に当たりましての認可に際しましては、四学級以上でなければ認可しないというような基準を定めている事例は私どもいま承知しておらないわけでございますが、いづれにいたしましても、それぞれの従来の経緯また地域の実態は多種多様でございますが、文部省といたしましては、積極的に学校法人化が図られる方向でこの面の施策が進められるよう、都道府県に対して接触してまいりたいと思つております。

○栗田委員 次に、障害児受け入れ園の助成基準の緩和の問題で意見を申し上げたいと思つております。いま国は八人以上障害児を受け入れたときに初めて園に助成をしていると思つております。けれども、実際には障害児が一つの幼稚園に八人集まるというのとはなかなか大変なことです。全国平均で見ましても一園二人くらいの平均になっておりますし、特に障害児という特殊性から考えても、なおさら余り遠方まで通園するのでなく、最も地元の幼稚園に通つて帰宅してから地域の子たちと一緒に遊べるような、そういう状態を保障することが障害児の発育のためにも大変必要だと思つております。そうなりますと、八人集まらないと助成されないということが障害になってなかなか障害児の受け入れができないという実態も出ております。また、努力して受け入れていらっしゃるところの話を聞きますと、最近は大変情緒障害児などもふえて自閉症の子供なども多くなつてきておりますけれども、ある東京の幼稚園では、一人の自閉症児を受け入れたために付き添ひが必要になつて、結局その一人分の人員費が出せないために親御さんから四万円特別に出してもらつたけれども、裕福でない家庭の場合には大変それも気の毒である、こういう訴えも出ておきまして、八人でなくてももっと緩和してほしい、七人、六人、できれば一人に対して、国が出している単価がありますが、三十四万三千円ですね、これを一人ごとに出すようにしてもらえないだろうかという、かなり切実な要望もあります。

自治体で調べてみますと、札幌市が一人に対して十万円、それから神奈川県は一人に対して八万円として三十四万三千円出していますね。それから静岡県あたりでも年間一人六万円出しています。こういう自治体の努力がいま進んでいるわけなんですけれども、この基準の緩和、八人以下も出すということ、このことについても、園の経営を安定させていくという意味からも、障害児の幼児教育を進めるといふ意味からもぜひとも努力をしていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○三角政府委員 いま御指摘のこの補助は、私立の幼稚園におきまして心身障害児の就学の機会を

確保して適切な教育の実施を図るために心身障害児の教育に係る経費について補助を行う、こういうものでございまして、お話にもございましたように、都道府県がそのような方向でこの面の充実を図っていくために国もそれに協力する、そしてそういう方向を奨励していこう、こういう趣旨のものでございます。

御指摘もあつたわけでございますが、やはり一定数以上の心身障害児を就園させている場合には、これに対して適切な教育を行おうとしたしますと、やはり教員の増員あるいは教材の整備等とまいったかなりの金が必要になってくる、そういうことを考慮いたしまして、そういう必要経費について補助を行う、こういうことでございまして、そのような趣旨から現在、ただいまも申されましたように、一幼稚園当たり八人以上の心身障害児を就園させているという幼稚園を補助の対象にしているところでございます。

御承知と思いますが、この制度を始めましてから五十一年度までは十人以上、こうしておりましたのを、いろいろな状況を勘案しまして八人以上というふうに改善を図ったところでございます。趣旨が趣旨でございますので、やはりそのようなところに一応の線を引いて、そして都道府県ないしはそれぞれの幼稚園の御努力を奨励をしていこう、こういうことでございます。現在の状況下におきまして、これについて御提案のような趣旨の改善を図ることは非常に困難だと思っておりますが、ただ私どもとしては、今後とも都道府県段階での補助の実態等をよく見きわめながら必要な検討は行ってまいりたい、こう思っております。

○栗田委員 学校法人化を進めようというからには、国はそれなりの努力をしなければいけないのです。それで、だんだんに障害児の数が少なくても補助をするようになっておっしゃいますけれども、いま私が例を挙げたように、たった一人でも介添えが必要な例もあり、その犠牲を覚悟で一人の障害児でも受け入れて一人の先生をつけている園もあるわけですから、そういう意味で

は園側に学校法人化を強く要請するばかりでなく国としても最大の努力をするべきだと思えます。そういうことで、いま、今後検討するとおっしゃっておりますので、ぜひとも積極的な検討を進めていただいて、一日も早く改善をしていっていただきたいというふうに思います。

ところで、幼稚園やまた保育園などの就学前教育や保育施設で障害児を教育していく、保育をしていくという問題について、文部省はどんな研究をいましていらっしゃるのでしょうか。その到達点とか施策の計画など、時間が余りありませんので簡潔に要点をお答えいただきたいと思います。

○三角政府委員 幼稚園におきまして心身障害児については、五十五年三月にその受け入れの実態について調査を行ったのでございますが、全国の幼稚園の三五・二％が障害児を受け入れておりまして、受け入れ幼稚園一園当たりいたしますと平均二・四人の障害児が入園しているということがわかったのでございます。文部省としては、このような状況にかんがみまして、幼稚園におけるこれらの幼児のためにどのような教育の内容や方法が望ましいのか、それから幼稚園と医療機関等他機関との連絡のあり方をどうするかというようなことが大事だと思ひまして、このために専門家の先生方に御協力をお願いいたしまして、ただいま調査研究協力者会議というのを設けております。そして、そこで具体的に、実践的な調査研究をいま進めていただいております。そして、その上でこういった障害のある幼児の指導のための教師用参考資料の作成を進めておるところでございます。

○栗田委員 その資料はいつごろできるのでしょうか。

○三角政府委員 ただいま、この夏、できれば八月ぐらいを目途に、先生方にいろいろと御苦しいたいておるところでございます。

○栗田委員 次に、学校法人の志向園にもない幼稚園の問題ですが、先ほどからそういうところもあるではないかというお話がずいぶん出てお

りますけれども、私は、園の立場に立つてちょっと物を言いたいと思ひます。

それは、ならないのでなくてならないということ、しかもなりたくともとむずかしいという園があります。ところが戦後の歴史を見ますと、最初本当に小さな幼稚園を個人でつくられて、地域の幼児教育に貢献していかうということとで努力してこられたような小さな園がたいていあるのです。百二条で例外規定が設けられているのもそういう個人立幼稚園の歴史というのを勘案しての規定だと思ひますけれども、今度のように学校法人化を進めていきましたと、最後まで学校法人になれない、しかし良心的な、地域から慕われているような園がつぶれていくのではないだろうか、いわゆる小さな園のスクラップ化に一面で通ずるのではないだろうかという思ひもあるわけです。やはりこれらの園にも、そこには子供が育てられており、歴史があり、小さいから幼児教育として不十分かといえども必ずしもそうではないという園があるわけですから、そういうものについてやはり行政としての施策、行政措置というものがあつて当然だと思ひます。これはどうお考えになっていらっしゃるのか、文部省とそれから提案者と両方に伺ひますが、簡潔にお願いいたします。

○西岡議員 お答えいたします。

ただいま御指摘の問題、まさに今回御提案を申し上げました三年延長の問題にもかかわる核心の問題でございます。私どももそうした長い歴史を持った小さな個人立の幼稚園の果たしてこれら役割りというものをどう評価し、それがさらにこれからの役割りを果たしていただくための施策がどうあるべきであるかということを、一方において法人化を促進するという施策と並行して、この三年間に結論を出さなければいけない、このように考えております。

○柳川(豊)政府委員 先生御指摘のとおり、必ずしも学校法人としてのいわゆる志向園になつておらない幼稚園につきましては、それぞれ自主的な

努力によって経営がなされておるわけでございまして、いま国の補助は及んでおらないわけでございます。この問題につきましては別途就園奨励費補助等の措置も行われておりますが、文部省といたしましてはできる限り学校法人化の緩和措置等も進め、また公私立の均衡のとれた適正配置ということにつきまして、各県、各市町村での御努力を期待していくというふうなことも含めまして、現行の法制のたてまえでございまして学校法人化によりまして安定した国の助成策が及ぶということの実現を図るということの現行体系のもとで努力をしていきたいというふうに考えております。

○栗田委員 次に、学校法人といいますが、上は大学から下は幼稚園まであるわけですね。そして、ある幼稚園関係者の御意見をそのまま言いますと、早稲田、慶応と同じに個人立の小さな幼稚園を扱う、同じ学校法人として当てはめていくのははなはだ無理があるのではないかと御意見もあるわけですね。そして、これは三井、三菱などの大企業と町工場のような零細企業を同じようにやっていくというのと同じではないかといった種類の御意見も出ております。これは御意見として私も聞いて、では具体的にどうせよということもまだ政策を持てないわけではありせんけれども、しかし学校法人の中の特別の幼稚園法人などというたてまえで幼稚園にふさわしい学校法人のあり方を考えるべきではないかという御意見は確かに検討に値すると思うわけですね。早稲田や慶応はすぐに廃校するわけではないですが、小さな幼稚園だったら、うっかりすれば法人化してもすぐに廃園してしまふ可能性もある。そのときその財産はそっくり提供しなければならぬのかとか、いろいろな問題が、これがまた学校法人化を阻んでいる一つの大きな要因になつていくけれども、こういうものについてどうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○西岡議員 お答えいたします。

これまでたびたびお話しした問題の御提起でございますが、私どももただいま御意見のございま

した、幼稚園だけを持っている学校法人のあり方として特別の幼稚園の独自の法人の姿というものが考えられないかということについて、議論をいまから五年前にいたしましたこともございます。したがって、ただいまの御意見は一つの御見識であらうと思いますし、貴重な御意見と私どもも参考にさせていただきたいと思ひます。

○栗田委員 文部省はどうお考えになりますか。

○柳川（前）政府委員　戦後、学校教育法が制定されました。その際に、従来私立学校につきましては財団法人という形をとっておりましたが、より私学の自主性を尊重するとともに、より公共性を高めていくことの観点に立ちまして、新たに「学校法人」という法人格が設定されました。第一条の「学校」は、この学校法人のみが設置者になりました。つまり、学校の管理、経費負担の責任を果たし、そしていくというこの法人格が生み出されたわけでございます。その際にも現行の百二条の経過措置が置かれまして、先生御指摘のとおり、歴史と伝

統を持ちながら、しかも小規模で内容のある教育が行われる個人立あるいは宗教法人立の幼稚園の存在の実態が大きくあつたわけでございますの、果たしてこの学校法人そのものを全面的に適用するということにつきましては問題がありまして、あのような経過規定が残されておりました、現実にはいま私立幼稚園の四二％が個人立あるいは宗教法人立という実態でございます。そのような中経緯でございますが、学校法人という法人格の中に実際の上で、先ほど来先生も御指摘になられました、また私どもも御答弁申し上げましたとおおり、幼稚園につきましてはそれなりの学校法人としての緩和策等も講じまして、できる限り幼稚園の歴史あるいは実態に即した学校法人化が図られるという方向での取り組みをいましているところでございます。学校法人の中に幼稚園の実態に即した学校法人としての態様という方向で取り組みをしておる次第でございます、現行体系のもとではそのような形で取り組みまして、私学の幼稚園の経営安定に資していくということが一応私ども

も現行法規の中での考え方でございます。
○栗田委員 私、学校法人志向園になりながら、そして条件を十分持ちながら助成のもらい得を目的としている園の具体的例なども調べまして、そう指しているところへの行政の対応を実は質問したいと思いましたが、時間がなくなつてまいりました。

それ、それはちょっと後に残して一つ提案したいのですが、このように学校法人化をめぐる問題でも、園の規模それからいろいろないままでの経営の状態で、それから経営者のいろんな立場、いろんなことがありまして、いろんな問題をばらばらでいますけれども、この法案の審議に当たって、関係者を参考人としてぜひお呼びして具体的な現場からの御意見を伺ったらどうかと思いますが、委員長いかがでしょうか。

○青木委員長　ただいまの御提案につきまして、は、後刻理事会で詰って決定をいたします。

○栗田委員　それでは次に、幼稚園の教育内容について少し触れてみたいと思います。

いま幼稚園各地を見ますと、幼児教育にいかに
もふさわしいよい教育をしている幼稚園がたくさ
んあります。自然の中ではだして遊べる子なんと
いうのをスローガンにしている幼稚園だとか、伸
び伸びとお友達と仲よくできる子供とかそういう
のがスローガンになっている幼稚園もあるのです
が、また一方で非常に問題があるなと思うものも
出てきているわけですね。学歴社会の中での受験
地獄が問題になっていますが、最近はや校拒否に
やなくて登園拒否児童というのが幼稚園に大分出
始めました。そして、なぜ登園拒否を起こすのだ
らうかと思つて調べてみますと、なるほどと思わ
れるような教育がされている園もかなりありま
す。いま幼児の数が減つたために何か特色ある教
育をということで幼稚園が目玉を掲げるわけなん
ですが、幼児教育のあり方という抜本的なものよ
りも特色の方に力が入つてしまつて、悪い言葉で
言えば売り込みに力が入つてしまつて逸脱してし
まつた、そんな例も大変見られるのですね。

私はその例をちょっと挙げまして、大臣のお考

えも伺いたいし、これは見逃すことのできないゆゆしい問題だと思いますので、文部省としての適切な御指導についてのお考えを伺いたいと思うのですね。私は例もたくさん持ってまいりましたけれども、特徴的なものにしほります。

一つの例は千葉縣船橋市にある二和ひつじ幼稚園というところですね。こゝは公教育の機関でありながらこういう労務管理をしているのだからという問題と、それと結びついた教育問題があるのですね。簡単にお話いたしますと、五十年前当時子供がどんどんふえていたとき、この幼稚園では園児五十六人に対して先生一人、そういう設置基準をはるかに上回った状態だったので、能力のある先生は六十人でも持てるといつもおっしゃるような園長であつた。当時職員室もななく、給手をもたうときには給与明細がなくて園長の気分でふえたり減つたりした、こういう幼稚園であつたそうです。

それで、たまりかねて十七名の先生が五十二年一月二十五日に組合を結成しました。そして、まづ最初の要望が یک کلاسセめて四十五名以下にせよという、これも設置基準よりは多いのですけれども、そういう要望を掲げたそうです。ところが組合がつくれた後、次々と担任が外されていくわけですね。組合員を担任から外していきました。園長が言うのには、無資格者でも人格者なら有資格者よりもよい、こういう考え方でもどんどん外資格について教室へ入ることを禁止してしまつた。逆にバスの添乗員で無資格の主婦などをクラス担任にしていこうということをやつていったわけです。現在、三月一日付で人員整理の勧告があり、組合員それからいままでかなり前からいた方たちが大ぜい整理されてしまつて、全く新しい方たちにはほとんど變つて、現在七クラスのうち五人が無資格者である、こういう状態になっているわけです。このことについても御意見を伺いたいと思ひますが、時間の關係がありますので、もう一つ續けて申し上げます。

これがまた保育の内容にかかわってきております

す。結局、園長も専門としての幼児教育については、教育はいままで受けてこなかった方、そしていま言ったように七名中五名が無資格者という中で構成されて、子供に非常にしわ寄せが出てきたものです。この幼稚園は目玉が、つまりその特色がメロディオンを演奏することと絵をかくというところで、これを幼稚園の保育の重点にしていたわけですね。メロディオンというのは御存じでしょうか。口で息を吹いて両手で演奏します。小学校なんかでこのごろやっているのですけれども、この演奏を厳しく指導するものですから、まだ四五歳児で両手で弾けない子供がいるのですね。器用な子は弾きますが弾けない子供がいるのですね。そうすると、しっかりやらないとびしゃっと手をたたいて徹底的に教え込む。こういう実態の中で、小学校へ入ってからメロディオンを見るとさわれなくなってしまうという子供が何人か出た。学校でメロディオンを出されると手を後ろに回してしまっただけでなくなりました子供、それから絵の方も徹底したたたき込みがやられたために円形脱毛症の幼児、それから顔面神経痛の子供、それから登園拒否児は多数出た。それで、ある日先生がトイレに入ったら幼稚園の幼い子供がトイレで会話を交わしていたというのですね。それは、幼稚園というのは大変なところだね、だけれども一度入ったらやめられないんだってね、うん、僕年長さんになるのは嫌だなという話をしているのだそうですね。それで絵なんかを徹底的に習わせるものだから、帰るときになつて子供が青空の下へ出て、ああ久しぶりだな外へ出るのは、そういうことを言う状態が出てきたわけです。ある日、お母さんが幼児を連れて暗くなつてから運動場で鉄棒の逆上がりを練習させているのだそうですね。どうしたのかと思ったら、あすまでに逆上がりができないと外へ出してあげないと先生に言われて、子供が家へ帰つてお母さんに話して、お母さんがこれは大変だというので夜遅れてきて逆上がりの練習をやっているわけです。こういうことまで起こっているということです。

これは幼児教育についての専門の教育を受け、幼児の発達段階に沿った教育という立場に立たずに、目玉を大いに徹底して仕込んでいこうという、これだけになりますと、こういうことが起こってくるという問題があります。

私は、いま一つの幼稚園の例を挙げましたけれども、これはある特定の幼稚園だけではなく、かなり同様のことがあちこちに見られるのではないかと、このこともありまして、私、大臣に御意見や御指導をお願いするわけなんです。非常にいい教育をしている園もあるけれども、この手の教育というのはいまかなり広がっております。これは親の側にも責任があります。目玉があるから、特色があるから入れるのだ、漢字を教えてくださうと、俳句を短冊に書いてそこらじゅうに張っておいて子供に暗記させるのだそうですよ、あなた、はい言ってごらんさいといつて。そういう幼稚園もあると、それから、私自身が経験しましたが、私の住んでいる静岡の家の近所のお子さんが登園拒否を起こしまして、朝泣くのです。お母さんが困っているのです、連れていくのに。どういふことなのかと思つて聞いたら、その子ははつそりした子で食欲がなくてお昼のお弁当を残すのです。そうしたら、残してはいけないというので、何回か残したら倉庫へ入れられてしまつたそうです。お仕置きなんです。それでその子は幼稚園に行くのがいやになつてしまつて、お昼になると緊張するもので、よけい食べられなくなつて、商店の忙しいお母さんでしたけれども、お昼になるとお母さんが幼稚園まで行つて子供のそばへ座つて食べさせる指導をやっているのですね。そうしないとまた倉庫へ入れられるというので親子緊張して、朝なんか大騒ぎになつていて家が荒れました。その話をしましたら、うちのところで、もうすうすうという話もあつて、お弁当を残したらあなたは年長さんには置いておけませんといつて、お仕置きに年少の組に引つ張つていくなんというのがあるのです。こういう種類の、小学校な

んかのいわゆる詰め込み教育に準ずるような、詰め込みの低年齢化が見られ始めているという傾向があります。全部がそうだとはい決して申しません。大変いい教育をしていらっしゃるところたくさんありますけれども、これは私はゆゆしい問題だと思つたのです。いま自閉症だとか登校拒否だとか、非行の問題も出ておりますけれども、幼児のときの発達は一生涯に大きな足跡を残すわけですから、そのときにこういう形で幼児の発達にふさわしくない教育がかなりの幼稚園でやられたとしますと、これは教育上大変な問題を残すと思ひます。幼稚園教育要領を見ますと、発達段階にそぐわない詰め込みをしてはいけないといった趣旨のこと書いてありますけれども、実態はそうではないところがかなりあり、そして義務教育でないために十分な指導が及んでいないという点が一面で指摘されると思ひます。大臣こういう問題をどうお考えになりますか。

○小川國務大臣 仰せのとおり幼児期は人間形成にとつてきつめて大事な時期でございます。いわば人間形成の基礎を培う時期でございますから、この時期において適切な教育を行うことが子供の成長にとって非常に大切なことだと考えておりますので、文部省といたしましては、幼稚園教育要領に従ひまして地域の実情あるいは子供の心身の発達程度に対応した適切な教育が行われることを期待いたしておるわけでございます。今日の実情から見ても、仰せのような何かセールスポイントをつくらなければならぬ、その動機はわからないじやございせんけれども、漢字を教えた、さつきおしやいしました楽器を無理に詰め込み教育をして、その結果登校拒否が起こるということとは非常に好ましくないことだと信じておりますので、教育要領にのっとりまして正しい幼稚園教育が行われますように都道府県を通じて指導をしてまいりたいと思ひます。

○栗田委員 最後に一言。

もう一つは、やはり先生方が良心に従つて、幼児の発達段階に沿つたよい教育を幼稚園の中でし

ていけるような状態をつくらなければいけないし、先生たちの意見が伸び伸びと、園の中で子供をどう育てるかという立場で自由に出て、お互いに努力し合つていけるような雰囲気がいまのようない状態をなくすためには大変必要だと思つたのです。

ここにある幼稚園の就業規則を持ってきたのですけれども、もう時間がないので簡単にいたしましけれども、使用者側だけで決めたもので、ページの四割が禁止、懲戒、服務規程なんです。中には、懲戒解雇の要件として、幼稚園の教育方針を公然と批判しあるいは教育方針に違反する行為を行い、または行わせようとした者は懲戒免職です。それから、職制を通じて発表した事項を故意に中傷誹謗し、幼稚園の業務に悪影響を及ぼした者などというのはみんな懲戒の事項になつています。非常に厳しい中身がずらずら並んでおりますが、これでは自分の考えはこうだけれどもこう教育したらよいのではないかと、このような教育はやはり問題ではないかといつた、専門家たち、先生たちの自由な意見が出せなくなると思ひます。だから教育基本法の六条にも保障されているように、教育者としての教育の自主性を尊重していくために身分の安定とかそういうものの保障はどうしてもしていかなければならないのではないかと、それと相まつてよい幼稚園教育ができるのだからと私は思つております。こういうことなどもあわせてお考えいただき、御指導いただきたいと思ひます。

きょうの法案は自民党議員立法の法案ではありましたが、正しい幼児教育のあり方、学校法人化を進めていくためにいかに援助をしていくかという問題は、自民党持ちではなく、私の提案したことも含めまして文部省が広く幼稚園や関係者、父母、いろいろな方たちの意見をお聞きになつて積極的な対策を立てていっていただきたいと思ひます。そのことについて、最後に一言大臣のお考えを伺つて質問を終わります。

○小川國務大臣 幼稚園教育に限らず学校教育は、現場の教職員の自主性あるいは創意工夫にまつところが大きいと存じます。同時にしかし、現場の教職員が一体となつて子供の教育に当たらなければなりませんから、職場には職場の規律がなければならぬ。この規律に明らかに背反するような行為というものは慎んでいただかなければならないと考えております。

文部省といたしましては、さきに申し上げましたように、自民党御提案のこの法律の成立を期待いたしておるわけでございますが、これが成立いたしました場合には、当委員会でお述べになりました委員各位の御意見をも踏まえて、適切な幼稚園教育が行われますように努力をしてまいりたいと思ひます。

○栗田委員 終わります。

○青木委員長 次回は、来る二十三日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時八分散會

昭和五十七年五月十日印刷

昭和五十七年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局